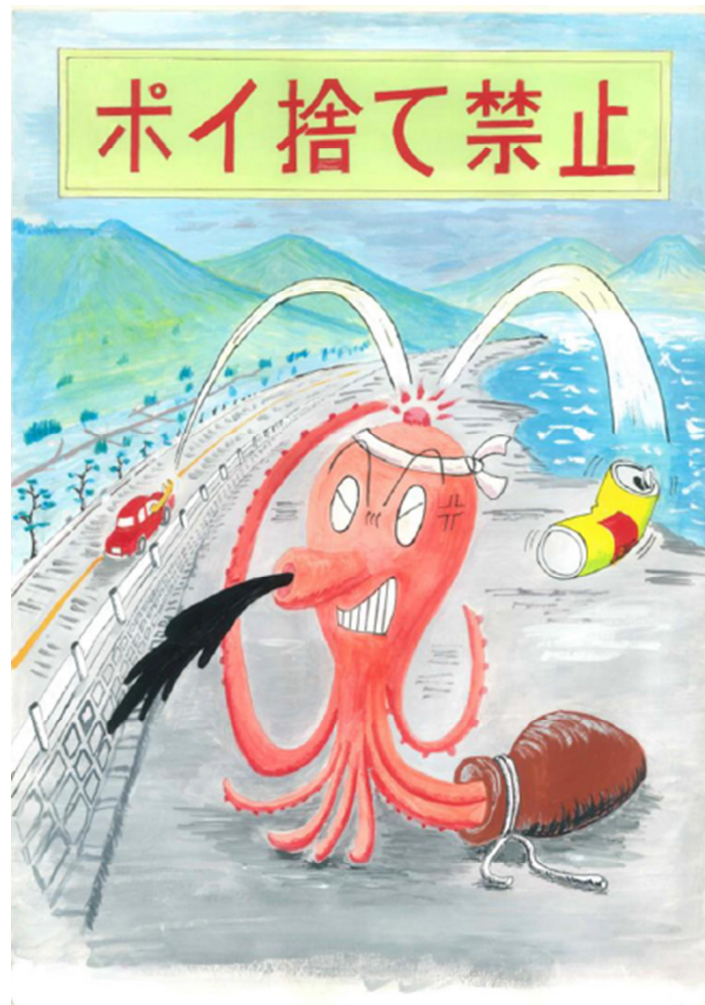


令和 6 年度版
(2024 年度版)

みはらの環境

(三原市環境白書)



みはら環境写真・絵画コンテスト 2023 特選作品

三 原 市

三原市市民憲章

わたしたちは、海・山・空 夢ひらくまち三原を
めざして、この憲章を定めます。

- 1 豊かな自然をいかし、美しいまちにしましょう。
- 1 歴史と文化を大切にし、人をはぐくむまちにしましょう。
- 1 みんなで助け合い、人がふれあうまちにしましょう。
- 1 心もからだも健康で、明るいまちにしましょう。
- 1 楽しく働き、活力あるまちにしましょう。

三原市の花・木・イメージカラー

市の花 サツキ

市の木 クスノキ

イメージカラー ディープブルー

平成17（2005）年10月1日制定

目 次

三原市市民憲章

はじめに

第1節 三原市の概況	1
1 沿革	1
2 位置及び面積等	2
3 人口及び世帯数	2
4 都市計画面積	3
第2節 環境行政の概要	4
1 行政組織及び事務内容	4
2 三原市環境基本条例	5
3 第2次三原市環境基本計画	5
4 三原市環境審議会	6
5 三原市廃棄物減量等推進審議会	7
6 三原市環境基本計画推進検討会議	8
7 三原市役所地球温暖化対策実行計画	8
8 三原市環境基本計画令和4（2022）年度年次報告書	8
第3節 公害行政の概要	24
1 公害行政の概要	24
2 公害防止計画	24
第4節 大気汚染	25
1 大気汚染の概況	25
2 大気汚染に係る環境基準	26
3 大気汚染のしくみ	26
4 大気環境監視測定項目	27
第5節 水質汚濁	28
1 水質汚濁の概況	28
2 水質汚濁のしくみ	29
3 水質環境基準類型指定一覧表	29
4 水質汚濁に係る環境基準	30
5 主要河川のBOD経年変化	32
第6節 騒音・振動	33
1 騒音・振動の概況	33
2 騒音・振動の規制区域図	34
3 騒音レベルの概略値	35
4 振動レベルの概略値	36
第7節 悪臭	37
1 悪臭の概況	37

2	悪臭物質の性質及び主要発生源	3 8
3	6段階臭気強度表示法	3 8
4	悪臭物質の濃度と臭気強度との関係	3 9
第8節	公害苦情	4 0
1	公害苦情	4 0
環境測定データ		4 4
1	大気関係	4 5
2	水質関係	4 7
3	騒音関係	5 0
参考資料		5 4
1	公害に関する主な規則基準等	5 5
2	公害用語の解説	6 7
3	三原市環境基本条例	7 4

は　じ　め　に

本市は、瀬戸内海に面し、温暖な気候、美しい自然環境と地理的条件に恵まれています。沼田川の豊富な用水を背景に、大手工場の立地による工業都市として飛躍し、大きく発展してきました。操業に当たっては、環境保全協定を結び、行政・事業者が一体となって各種の対策を講じるなど、産業型の公害問題に対し、適切に取り組んでいます。

しかしながら、今日の環境問題は、急速な都市化や生活様式の多様化などを要因とした生活排水による水質汚濁、自動車交通等の排気ガスによる大気汚染など、私たちの日常生活とかかわりの深い問題が発生しています。

また、大量生産、大量消費、大量廃棄の経済構造社会により、資源やエネルギーの大量消費による地球温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨など地球規模での環境破壊が進んでいます。さらに、廃棄物の増加やダイオキシン類の有害化学物質により、環境汚染も進行しています。

このような環境問題の解決に当たっては、市民・事業者・行政が役割分担し、協働してその解決に取り組まなければなりません。一人ひとりが日常生活の中で、省資源、省エネルギーを実践し、環境負荷の軽減を図るなど、資源循環型社会を実現することが重要です。

本市では、公共用水域の水質の保全のため、公共下水道の整備や小型合併処理浄化槽の普及促進を図るなど、生活排水対策を推進しています。また、工場・事業場と協働しながら公害防止に関する諸施策を推進し、大気及び水環境などの環境保全に努めています。

本書は、令和5(2023)年度の環境の状況について、環境測定データを中心にとりまとめ、環境行政をより一層充実させることを目的として、年次報告書として作成しています。本市の環境行政に対するご理解とご協力をいただければ幸いです。

令和6(2024)年10月

第1節 三原市の概況

1 沿 革

三原市は、平成17（2005）年3月22日に、三原市、本郷町、久井町、大和町が合併して出来た新しい市です。広島県の中央東部に位置し、面積は471km²で、広島県の5.6%を占めています。また、中国・四国地方のほぼ中心にあり、当地方の各地域と連携する上で恵まれた地理的条件を有しています。

地形は、大峰山系によって区分される南部と北部とでは様相が異なっており、南部には、沼田川流域の平野に加えて、瀬戸内海と山地に挟まれた帯状の平野が広がり、北部には、世羅台地の一部をなす丘陵状の平野が広がっています。

また、南部から北部にかけて変移する瀬戸内海と山地・丘陵が織りなす自然の多様性を有する本地域は、瀬戸内海国立公園、佛通寺御調八幡宮県立自然公園や竹林寺用倉山県立自然公園、国指定の天然記念物の久井の岩海等の景勝地、白竜湖等の湖沼・河川や丘陵などがあります。

気候は、温暖・多照寡雨といった瀬戸内式気候区に属し、総じて暮らしやすい気候にあります。年平均気温は南部で16℃、北部で14℃、年間降水量は南部で約1,200mm、北部で800mmとなっており、特に南部は、県内でも温暖で小雨な地域となっています。

明治時代以降は、帝人や三菱重工業等の大工場の立地により旧三原市が近代工業都市として発展したほか、本郷町・久井町・大和町は米作地域としての役割を果たしてきました。

また、本地域は、古来から近畿と九州を結び四国と連絡する海上交通の要衝として発展するとともに、本郷町・久井町が旧山陽道沿いの宿場として繁栄するなど、山陽道の要衝地としての役割を担ってきました。

道路網は、山陽自動車道と国道2号・185号・432号・486号及び主要地方道三原東城線などにより、地域内外を連絡する格子状の骨格道路網が形成されています。

古くから海上・陸上の要衝として発展してきた本地域は、重要港湾尾道糸崎港の三原内港と須波港、地域拠点空港の広島空港、JR山陽新幹線・山陽本線・呉線、山陽自動車道（本郷IC、三原久井IC）といった交通ネットワークに恵まれており、本地域がその中心に位置する中国・四国地方において、陸・海・空の交通拠点としての役割を果たしています。

新市のまちづくりの基本となる新市建設計画では、「一人ひとりが輝くまち」「幸せを実感できるまち」「活力を生み出すまち」の3要素から構成されるまちづくりの理念を示すキャッチフレーズとして、『海・山・空 夢ひらくまち』を定め、地域の個性的な歴史・文化、豊かな自然、恵まれた交通条件を活かし、すべての人が生き生きと幸せに暮らせるまちを実現することをめざします。

2 位置及び面積等

東経 132度50分50秒～133度09分45秒

北緯 34度18分57秒～ 34度35分38秒

東西 32.7km

南北 36.3km

平均気温 17.1度

年間雨量 908.5mm

※観測地点 三原市宮浦



3 人口及び世帯数

人口 87,438人

43,249世帯

(令和6(2024)年3月31日)

4 都市計画面積（令和6（2024）年4月1日現在）

① 都市計画区域

備後圏都市計画区域（三原都市計画）

都市計画（ha）	市街化区域		市街化調整区域	
	面積（ha）	率（％）	面積（ha）	率（％）
8,828	1,347.3	15.3	7,480.7	84.7
当初 昭和48年3月27日 広島県告示第229号 変更 令和4年12月26日 広島県告示第954号				

（本郷都市計画）

都市計画区域（ha）
5,653
当初 昭和61年12月15日

② 都市計画用途地域

備後圏都市計画区域（三原都市計画）

名 称	面 積(ha)	建ぺい率(%)	容積率(%)	高さの限度(m)
第一種低層住居専用地域	55.8	50	100	10
第二種低層住居専用地域	0.3	60	150	10
第一種中高層住居専用地域	94.1	60	200	－
第一種住居地域	496.5	60	200	－
準住居地域	26.4	60	200	－
近隣商業地域	101.2	80	300	－
商業地域	44.0	80	400	－
	4.0	80	300	－
	高度利用地区	2.8	600	－
準工業地域	143.2	60	200	－
工業地域	172.3	60	200	－
工業専用地域	206.6	60	200	－
合 計	1,347.3			

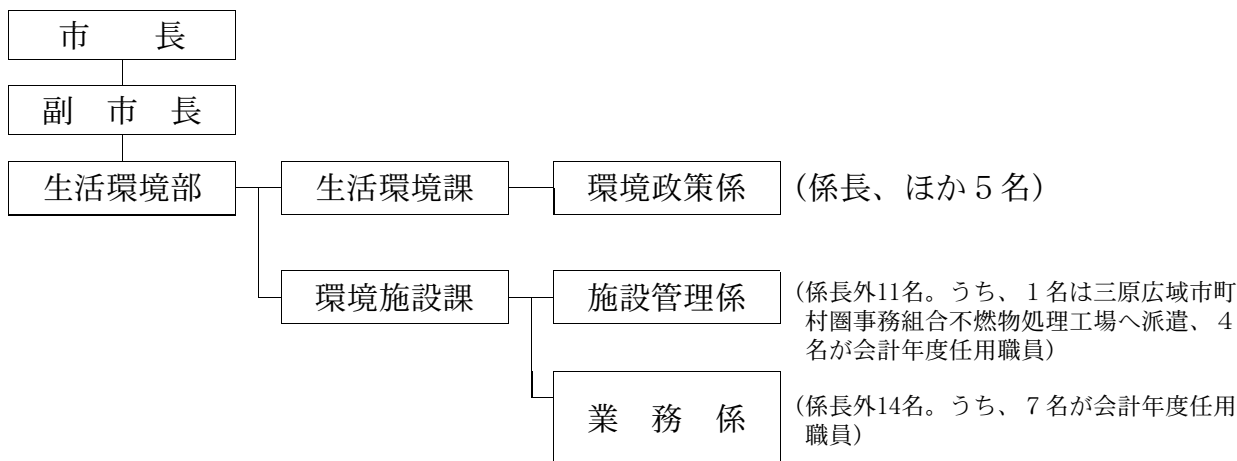
（本郷都市計画）

名 称	面 積(ha)	建ぺい率(%)	容積率(%)	高さの限度(m)
第一種低層住居専用地域	12.9	50	100	10
第二種低層住居専用地域	26.3	60	100	10
	6.9	60	150	12
第二種中高層住居専用地域	51.4	60	200	－
第一種住居地域	88.6	60	200	－
第二種住居地域	7.8	60	200	－
近隣商業地域	27.4	80	200	－
商業地域	1.4	80	400	－
準工業地域	11.9	60	200	－
工業地域	85.4	60	200	－
合 計	320.0			

第2節 環境行政の概要

1 行政組織及び事務内容

行政の機構及び主要所掌事務（令和6（2024）年4月1日現在）



生活環境課

- ・環境政策の計画策定に関すること
- ・環境白書に関すること
- ・協働研究に関すること
- ・生物多様性の保全及び自然保護に関すること
- ・きれいな三原まちづくり条例に関すること
- ・環境基本計画に関すること
- ・みはらし環境会議に関すること
- ・環境審議会に関すること
- ・環境保全協定に関すること
- ・公害防止の企画推進に関すること
- ・騒音、振動、悪臭に関すること
- ・公害苦情の調査及び処理に関すること
- ・状況調査（大気汚染、騒音、水質汚濁）に関すること
- ・公害の統計及び資料収集に関すること
- ・浄化槽に関すること
- ・工場・事業場等の規制（改善勧告、命令）及び立入調査に関すること
- ・ダイオキシン類対策特別措置法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法における経由事務に関すること
- ・一般廃棄物処理施設設置許可に関すること
- ・生活環境推進員に関すること

環境施設課

- ・一般廃棄物処理基本計画等に関すること
- ・災害廃棄物処理計画に関すること
- ・廃棄物減量等推進審議会に関すること
- ・生活環境審議会に関すること
- ・可燃ごみ及びし尿等の処理に関すること
- ・一般廃棄物収集運搬の総括に関すること
- ・一般廃棄物処理業の許可及び指導に関すること
- ・清掃工場、一般廃棄物最終処分場、汚泥再生処理センター及び三原広域市町村圏事務組合不燃物処理工場に関すること
- ・不法投棄物の処分に関すること
- ・野外焼却に関すること
- ・一般廃棄物の統計に関すること
- ・一般廃棄物の分別・排出指導に関すること
- ・一般廃棄物の排出抑制・再使用・再資源化の促進に関すること

2 三原市環境基本条例

環境の保全及び創造に努めることにより、自然と共生する快適で安全なまちを実現し、将来の世代に継承することを決意し、平成 18(2006)年 3 月に、三原市環境基本条例を制定しました。

本条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに三原市、市民及び事業者の協働のもとに、それぞれが果たすべき役割を明らかにするとともに、市民団体の自主的な活動を尊重し、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進することにより、現在及び将来の市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる環境を確保することを目的としています。

【基本理念】

- 環境の保全及び創造は、現在及び将来の世代の市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人類の生存基盤である環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。
- 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として、すべての者の公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 地球環境の保全は、人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることから、すべての事業活動及び日常生活において着実に推進されなければならない。

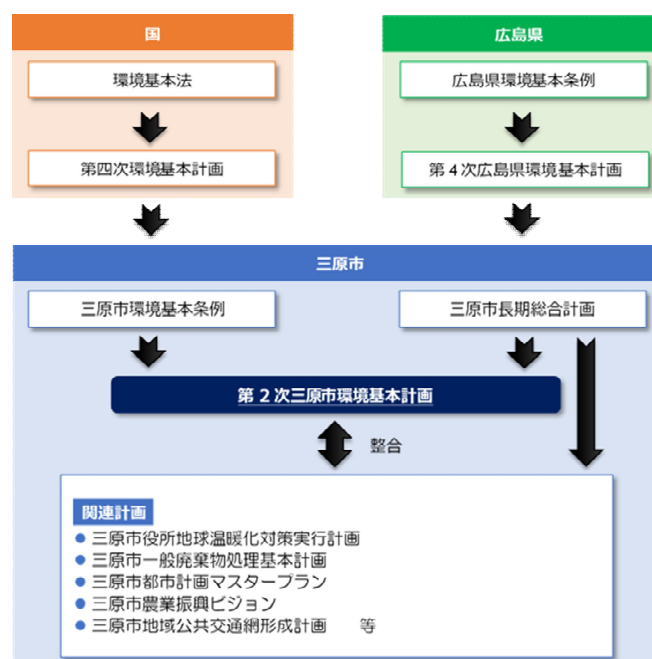
3 第 2 次三原市環境基本計画

三原市環境基本条例第 7 条に基づき、平成 20(2008)年 3 月に、三原市環境基本計画（以下第 1 次計画）を策定しました。

しかしながら、第 1 次計画の計画期間の 10 年間では、今後取り組むべき様々な環境課題が浮き彫りになりました。更に、気候変動によるリスクも課題として現れてきています。

第 1 次計画が平成 29 年度を持って終了することに合わせて、今後の新たな 10 年間を見据えた環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、第 2 次三原市環境基本計画を策定しました。

また、令和 4 年 3 月に、本計画の中間見直しを実施し、環境目標の「低炭素」を「脱炭素」に発展させ、行政及び市民・事業者における脱炭素の取組を整理しました。



4 三原市環境審議会

三原市環境基本条例第 22 条の規定により、平成 18(2006)年 4 月に、市長の諮問機関として三原市環境審議会を設置しました。

環境審議会は、学識経験を有する者、関係行政機関の職員、市民、市民団体の代表者、事業者の 20 名で組織され、次の事項について調査審議し、市長に対して意見を述べることができます。

- 環境基本計画の策定及び変更に関すること
- 年次報告書に関すること
- 環境の保全及び創造に関する基本事項

(経 緯)

日付	内容	日付	内容
平成18年 4 月 1 日	三原市環境基本条例施行	平成24年11月30日	第11回環境審議会
平成18年 9 月 4 日	第 1 回環境審議会	平成26年 2 月10日	第12回環境審議会
平成18年11月18日～	第 1 回みはらし環境塾	平成26年11月21日	平成26年度第 1 回環境審議会
平成18年12月23日～	第 2 回みはらし環境塾	平成27年 2 月12日	" 第 2 回環境審議会
平成19年 2 月 3 日～	第 3 回みはらし環境塾	平成27年 3 月27日	" 第 3 回環境審議会
平成19年 2 月27日	第 2 回環境審議会	平成28年 2 月17日	平成27年度環境審議会
平成19年 4 月14日～	第 4 回みはらし環境塾	平成28年 7 月28日	平成28年度環境審議会
平成19年 5 月20日～	第 5 回みはらし環境塾	平成29年 7 月12日	平成29年度第 1 回環境審議会
平成19年 7 月 1 日～	第 6 回みはらし環境塾	平成29年10月 4 日	" 第 2 回環境審議会
平成19年 7 月28日～	第 7 回みはらし環境塾	平成30年 1 月 9 日	" 第 3 回環境審議会
平成19年10月25日	第 3 回環境審議会	平成30年 3 月 1 日	" 第 4 回環境審議会
平成20年 1 月25日	第 4 回環境審議会	平成30年 6 月15日	平成30年度環境審議会
平成20年 3 月28日	第 5 回環境審議会	令和元年 9 月 9 日	令和元年度環境審議会
平成21年12月16日	第 6 回環境審議会	令和 2 年 8 月21日	令和 2 年度環境審議会
平成22年 3 月30日	第 7 回環境審議会	令和 3 年11月10日	令和 3 年度環境審議会
平成23年 1 月28日～	第 8 回環境審議会	令和 4 年10月18日	令和 4 年度環境審議会
平成23年 3 月29日	第 9 回環境審議会	令和 6 年 2 月14 日	令和 5 年度環境審議会
平成24年 3 月23日	第10回環境審議会		

※みはらし環境塾とは

環境保全活動のリーダー的存在となる人材の育成を目的として、参加者を三原市全域に広く公募し、30代から80代の幅広い年齢層で101人の参加がありました。三原市を三原地域A(沼田川北側)、三原地域B(沼田川南側)、本郷地域、久井地域、大和地域の5地域に分け、平成18(2006)年度、平成19(2007)年度の2カ年で、5地域それぞれにおいて7回の環境塾を開催しました(5地域×7回＝合計35回)。

「みどり」「水辺」「エコライフ」のテーマ別に、地域の環境に関する問題点や課題を整理・抽出し、その成果は三原市環境基本計画策定のための資料となりました。

5 三原市廃棄物減量等推進審議会

三原市廃棄物減量等推進審議会は、三原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づき、一般廃棄物の減量化及び資源化の促進等に関する事項を審議するため、平成6（1994）年に設置されたもので、三原市長の諮問に応じて審議し、答申します。

審議会は、委員20人以内で組織することとされており、識見を有する者、民間団体の代表者、市長が必要と認める者のうちから、三原市長が委嘱します。

現在までの審議事項等は次表のとおりです。

○三原市廃棄物減量等推進審議会における審議事項等

年度	審議事項等
平成6年度	三原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例について
平成10年度	・容器包装リサイクル法に伴う分別収集について ・これからのごみ行政のあり方について ・容器包装リサイクル法に伴う分別収集について（第1回） ・同 市長への答申
平成12年度	・容器包装リサイクル法に伴う分別収集について ① 実施後における状況報告 ② ごみ処理における今後の動向
平成16年度	・三原市のごみ処理の現状について
平成17年度	・容器包装プラスチックの分別収集について（第1回） ① 家庭ごみの分別の現状 ② 家庭ごみのモニタリングの実施 ③ 現行方式の変更の考え方 ・容器包装プラスチックの分別収集について（第2回） ① 生活環境委員説明会の結果報告 ② 分別排出の住民周知方法
平成23年度	・可燃ごみ処理券制度の見直しについて（諮問）（第1～6回） ・同 市長への答申
平成25年度	・もやすごみ指定袋の価格の見直しについて（諮問）（第1回） ・古紙等の再資源化のあり方について（諮問）（第1～4回） ・地域計画の策定について（諮問）（第1～4回） ・各案件 市長への答申
平成27年度	・「三原市一般廃棄物処理基本計画」の改定について（諮問）（第1～4回） ・同 市長への答申
平成29年度	・「三原市一般廃棄物処理基本計画」の中間評価について（第1回）
令和2年度	・三原市一般廃棄物処理基本計画（第2期）の策定について（諮問）（第1～3回）
令和3年度	・三原市一般廃棄物処理基本計画（第2期）の策定について（継続審議）（第1～4回、第4回は書面開催） ・同 市長への答申
令和4年度	・第1次三原市一般廃棄物処理基本計画の事後評価について
令和5年度	・古紙等の行政収集のあり方について（諮問）（第1～2回）

6 三原市環境基本計画推進検討会議

本市の環境施策を総合的・計画的に推進するため、庁内組織の横断的な推進組織として、三原市環境基本計画推進検討会議を設置しています。

三原市環境基本計画の進行管理や担当部署における関連事業との調整などを行っています。

7 三原市役所地球温暖化対策実行計画

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の規定に基づき、平成19(2007)年3月に、一事業所としての地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減に向けた取組の推進、また市役所の環境負荷の低減に関する取組を総合的に推進することを目的として策定されました。

計画の調査対象施設は、三原市役所が所有する施設のうち、職員が常勤している施設と、職員は常勤していないが電気使用量、燃料使用量、上水道使用量又はごみの排出量を把握できる施設としています。

計画期間は、基準年度を平成17(2005)年度とし、平成19(2007)年度から平成23(2011)年度までの5年間を対象としており、現在は基準年度を平成28(2016)年度とし、平成29(2017)年度から平成32(2020)年度までの4年間として取組を継続しています。

計画の推進体制については、三原市役所地球温暖化対策実行計画推進委員会を設置し、年度ごとに進捗状況を管理するとともに、目標に対する評価、課題及び全施設の具体的な取組についての検討を行い、継続的改善を図っています。

(三原市役所地球温暖化対策実行計画の実施)

計画年度	平成19年度から平成23年度までの5年間
削減目標	平成17年度比で平成23年度2.1%以上の削減
実績	13.7%の削減

(三原市役所地球温暖化対策実行計画の実施)

計画年度	平成24年度から平成28年度までの5年間
削減目標	平成22年度比で平成28年度5.0%以上の削減
実績	5.5%の削減

(三原市役所地球温暖化対策実行計画の見直し)

計画年度	平成29年度から平成32年度までの4年間
削減目標	平成28年度比で毎年度1.0%以上の削減

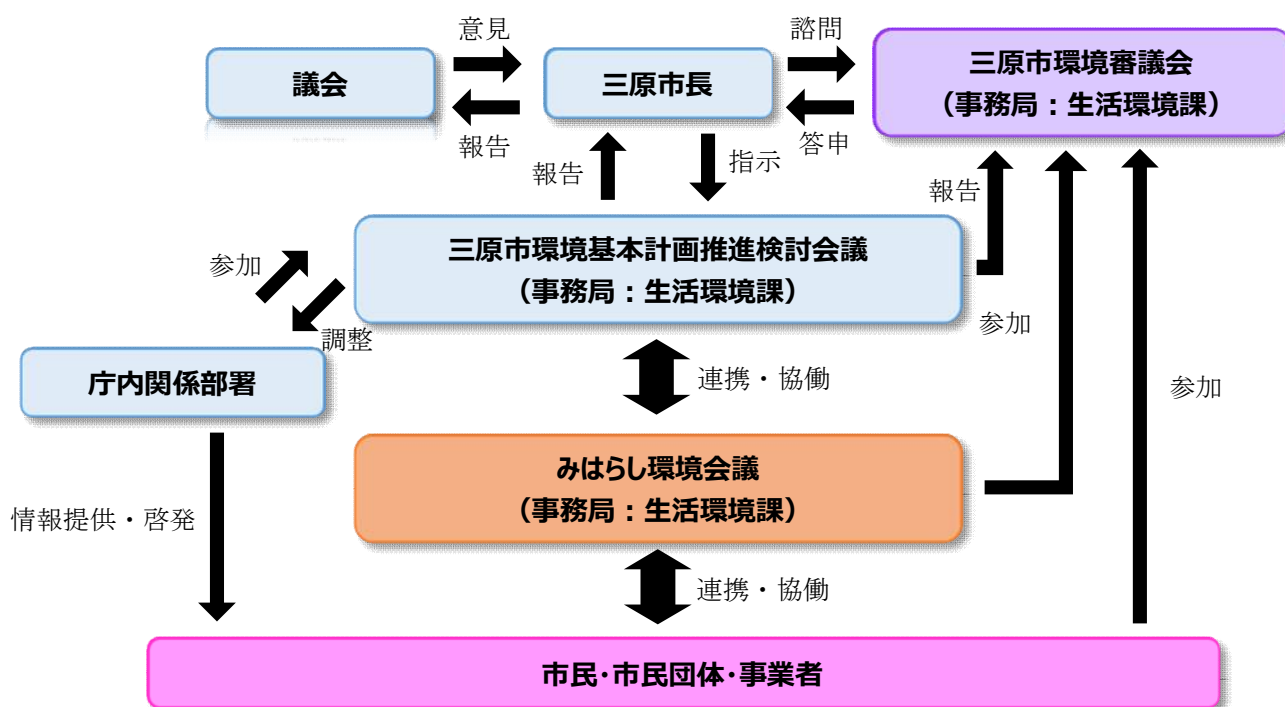
8 第2次三原市環境基本計画令和4（2022）年度年次報告書

- ・計画の推進体制と進行管理
- ・計画の体系
- ・年次報告

計画の推進体制

第2次環境基本計画（以下「第2次計画」という。）の推進にあたっては、市民・市民団体・事業者・市がそれぞれの役割を果たすとともに、連携・協働して取組の推進を図っていくことが重要です。そのため、市民・市民団体・事業者が参加する「みはらし環境会議」、「三原市環境審議会」や庁内の横断的な推進組織である「三原市環境基本計画推進検討会議」を中心として、各主体に対して関連する取組の普及啓発を行いながら、計画の推進を図っていきます。

第2次計画の推進体制は、以下に示すとおりです。



みはらし環境会議

市民・市民団体・事業者・三原市から構成され、第2次計画に掲げる環境施策を各主体と連携・協働しながら先導的に進め、地域における取組の普及啓発及び行動促進を図っていきます。

三原市環境審議会

三原市環境基本条例に基づいて設置された市長の諮問機関であり、毎年度の環境報告書等の審議を通じて、第2次計画の進捗状況を評価するとともに、三原市の環境の保全と創造に関する基本事項を審議します。

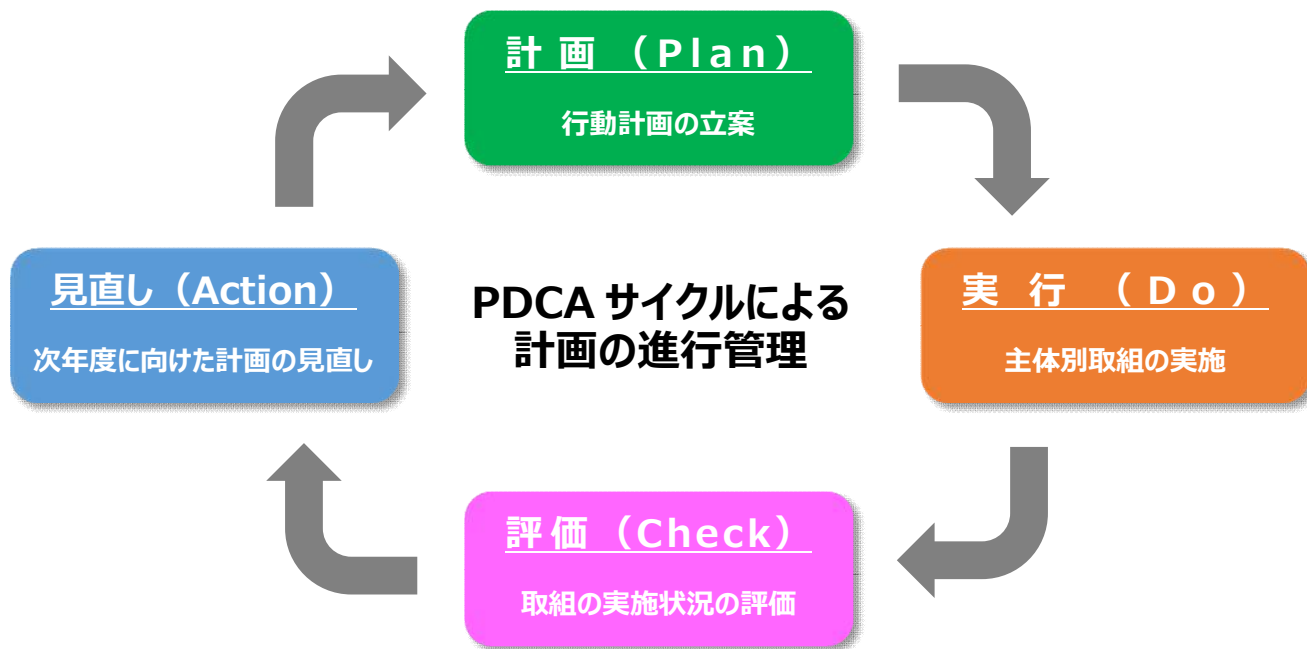
三原市環境基本計画推進検討会議

第2次計画の庁内における推進組織で、庁内関係部署の代表者から構成され、各々の所管の環境施策を横断的につなぐ役割を担います。また、各々の所管の環境施策の実施状況の評価を行うとともに、更なる推進に向けた連携強化に関する調整等を行います。

計画の進行管理

第2次計画の進行管理は、以下に示すPDCAサイクルに則って行います。

三原市は、各環境施策の実施状況を定期的に評価し、その結果を踏まえて行動計画の見直しを図りながら、望ましい環境像の実現に向けて着実に取組を推進していきます。



計画 (Plan)

第2次計画に掲げる環境施策を着実に実践するため、具体的な行動計画を立案します。

実行 (Do)

行動計画に基づいて、各主体が協働して取組を実施していきます。

評価 (Check)

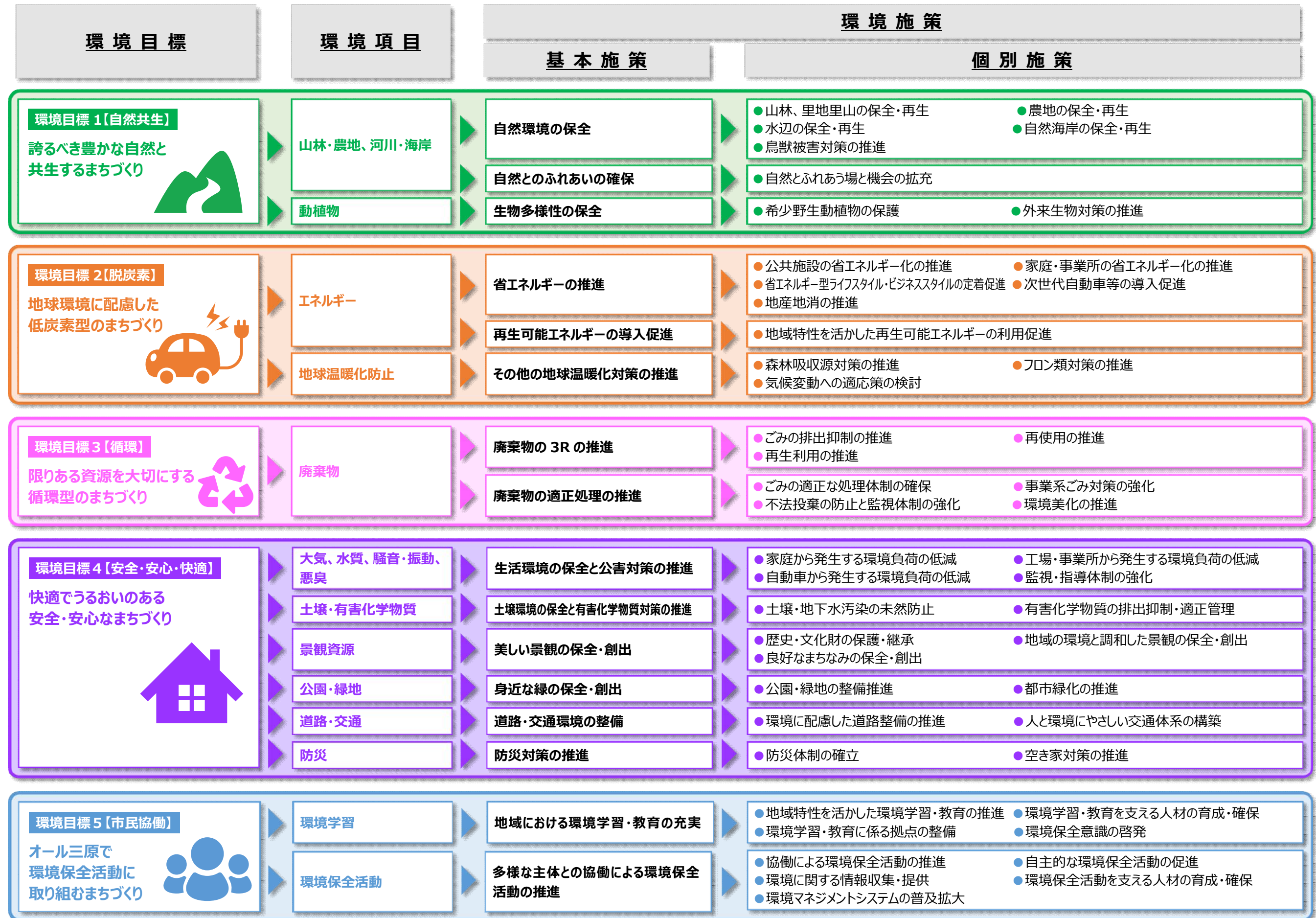
各環境施策を所管する関係部署は、環境施策の実施状況等を毎年度評価し、「三原市環境基本計画推進検討会議」に報告を行います。事務局は、その報告を受けて、1年間でどのような取組が行われ、それによってどのような成果が得られたかを環境報告書としてとりまとめ、「三原市環境審議会」に報告するとともに、市ホームページ等を通じて広く公表します。

見直し (Action)

環境施策の実施状況等の評価結果を踏まえて、次年度に向けた行動計画の見直しを行います。

望ましい
環境像

一人ひとりが輝く環境共生都市みはらし
みんなの協働により自然と共生する快適で安全なまちを次世代へ



第2次三原市環境基本計画 令和4年度年次報告

環境目標1

【自然共生】誇るべき豊かな自然と共生するまちづくり

環境項目（1）山林・農地・河川・海岸（23項目）

基本施策	個別施策
①自然環境の保全 (21項目)	山林、里地里山の保全・再生 (5項目)
	農地の保全・再生 (7項目)
	水辺の保全・再生 (4項目)
	自然海岸の保全・再生 (2項目)
	鳥獣被害対策の推進 (3項目)
②自然とのふれあいの確保 (2項目)	自然とふれあう場と機会の拡充 (2項目)

環境項目（2）動植物（7項目）

基本施策	個別施策
①生物多様性の保全 (7項目)	希少野生動植物の保護 (4項目)
	外来生物対策の推進 (3項目)

※（ ）は各環境項目、基本施策及び個別施策の項目数を表しています。

○数値目標及び実績値、実績に対する評価

指標	基準値 (H28)	目標値	実績値 (R4)	評価 (R5.3.31時点)
中山間地域等直接支払協定面積	1,621ha	1,900ha (R6)	1,686ha	遅れ
環境保全型農業直接支払取組面積	89ha	110ha (R6)	150ha	達成
多面的機能農地維持支払取組面積	2,110ha	3,000ha (R6)	2,188ha	遅れ
再生利用が可能な荒廃農地面積	22,282 m ²	減少 (R9)	158,058 m ²	要検討
有害鳥獣被害面積（イノシシ）	9.27ha	7.64ha (R4)	9.51ha	遅れ
有害鳥獣被害面積（シカ）	0.60ha	2.22ha (R4)	1.44ha	達成
自然観察会の開催回数	3回	5回 (R9)	1回	遅れ

※数値目標の令和4年度実績値については、令和4年4月～令和5年3月までの数値

環境目標 1 の実績のまとめ

<実績のまとめ> 環境目標 1 【自然共生】
環境項目（1）山林・農地、河川・海岸（23 項目／23 項目）
●「基本施策①自然環境の保全」については、中山間地域等直接支払交付金事業や農地パトロールによる再生可能な荒廃農地の現状把握、地域清掃活動ごみの無料回収などにより、農地の保全や河川など広範囲において環境美化に努めた。 - また、海岸の美化や保全について、海ごみ清掃イベント「気候変動ごみ拾いマーチ」の開催や、みはらし環境会議（地域会議）による佐木島の海岸での定期的なごみ拾いの実施等により、豊かな生態系の保全を図った。有害鳥獣の出没しにくい環境づくりの推進については、市街地において有害鳥獣が出にくい環境づくりのための環境改善を行った。 ●「基本施策②自然とのふれあいの確保」では、自然公園の整備や管理をするほか、みはらし環境会議の各地域会議が開催するイベントを周知し、市民に自然とふれあう場を提供した。 ●数値目標の達成状況（7 指標） ○達成：2 ○遅れ：4 ○要検討：1
環境項目（2）動植物（7 項目／7 項目）
●「基本施策①生物多様性の保全」については、絶滅危惧種であるヒョウモンモドキの生息地の整備活動を実施し、三原市の貴重な資源の保護に努めた。また、特定外来生物であるセアカゴケグモやオオキンケイギク、ヒアリ等の新たな外来生物の侵入や拡大に関して、生態系や農林水産業への影響等、市ホームページ等を通じて情報提供・注意喚起等を行った。

環境目標 2

【低炭素】地球環境に配慮した脱炭素型のまちづくり

環境項目（１）エネルギー（22 項目）

基本施策	個別施策
①省エネルギーの推進 (19 項目)	公共施設の省エネルギー化の推進 (6 項目)
	家庭・事業所の省エネルギー化の推進 (6 項目)
	省エネルギー型ライフスタイル・ ビジネススタイルの定着促進 (3 項目)
	次世代自動車等の導入促進 (2 項目)
	地産地消の推進 (2 項目)
②再生可能エネルギーの導入促進 (3 項目)	地域特性を活かした 再生可能エネルギーの利用促進 (3 項目)

環境項目（２）地球温暖化防止（6 項目）

基本施策	個別施策
①その他の地球温暖化対策の推進 (6 項目)	森林吸収源対策の推進 (2 項目)
	フロン類対策の推進 (1 項目)
	気候変動への適応策の検討 (3 項目)

○数値目標及び実績値、実績に対する評価

指標	基準値 (H28)	目標値	実績値 (R4)	評価 (R5. 3. 31 時点)
公共施設の二酸化炭素 (CO2) 排出量	6,731t-CO2	—	5,890t-CO2	— ※ (注2)
グリーン購入方針の 目標達成率	95.9%	100% (R9)	99.4%	順調
学校給食における地場 産食材の割合	41.9%	60% (R6)	41.2%	要検討
公共施設における太陽光 発電システム設置箇所数	9 箇所	増加 (R9)	10 箇所	達成
人工林の健全化整備面積	164.8ha	234.8ha	195.30ha	要検討
里山林整備面積	95.1ha	143.1ha	122.88ha	要検討

※ (注2) 目標値が設定されていないため、未評価。排出量の削減目標を令和6年度に設定する

《 未実施項目と理由 》

〔省エネルギーの推進〕

「三原市公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設の大規模改修・建替え時には省エネルギー設備等の導入を推進することとしているが、令和4年度は事案がなかった。 等

環境目標2の実績のまとめ

<実績のまとめ> 環境目標2【脱炭素】

環境項目（1）エネルギー（18項目／22項目）

- 「基本施策①省エネルギーの推進」について、公共施設の再生可能エネルギー設備の活用や、市内防犯灯のLED化を推進し、省資源・省エネルギー化に努めた。また、公用車を更新する際は、次世代自動車等の環境にやさしい車両の普及に努めていく。

エネルギー使用量の「見える化」の推進に向けて、家庭のエネルギー管理システム（HEMS）を新たに補助対象とし、また、エネルギー収支がゼロになるネット・ゼロの普及促進に向けて、市ホームページで情報発信を行った。また、事業者における省エネルギー診断サービスの受診が広がるよう、診断費用の一部を新たに補助することとし、省エネルギー対策の推進を図った。

環境にやさしい取組「COOL CHOICE」の実践を促すため、市ホームページや庁内掲示、市民向けの出前講座等により取組内容を周知した。

- 「基本施策②再生可能エネルギーの導入促進」については、公共施設における太陽光発電システムの維持管理を継続して行った。

●数値目標の達成状況（4指標）

○達成：1 ○順調：1 ○要検討：1

※公共施設の二酸化炭素排出量は、目標未設定のため未評価。目標は令和6年度に設定する。

環境項目（2）地球温暖化防止（5項目／6項目）

- 「基本施策①その他の地球温暖化対策の推進」については、気候変動の影響により増大が懸念される熱中症の予防・対策方法を周知するとともに、短時間豪雨等の危険性について、出前講座を通じて啓発した。今後も国や県の動向を踏まえながら、地球温暖化に関する情報収集に努め、対応策を検討していく。

●数値目標の達成状況（2指標）

○要検討：2

環境目標 3

【循環】 限りある資源を大切に作る循環型のまちづくり

環境項目（1）廃棄物（21 項目）

基本施策	個別施策
①廃棄物の 3R の推進 (10 項目)	ごみの排出抑制の推進 (4 項目)
	再使用の推進 (2 項目)
	再生利用の推進 (4 項目)
②廃棄物の適正処理の推進 (11 項目)	ごみの適正な処理体制の確保 (3 項目)
	事業系ごみ対策の強化 (2 項目)
	不法投棄の防止と監視体制の強化 (3 項目)
	環境美化の推進 (3 項目)

○数値目標及び実績値、実績に対する評価

指標	基準値 (H28)	目標値	実績値 (R4)	評価 (R5. 3. 31 時点)
一般廃棄物総排出量	33,474 t	29,905 t (R4)	29,279 t	達成
1 人 1 日当たりのごみ排出量	944 g	908.6 g (R4)	897g	達成
一般廃棄物再資源化量	5,454 t	5,057 t (R4)	5,030 t	順調
一般廃棄物再資源化率	15.0%	15.5% (R4)	15.7%	達成
一般廃棄物最終処分量	4,469 t	4,071 t (R4)	3,825 t	達成
空き缶等散乱ごみ追放キャンペーンの開催回数・参加者数	850 人 (1 回)	維持 (R9)	0 人 (0 回)	遅れ
「きれいな三原まちづくり条例」に基づく喫煙制限区域内での注意件数	70 回	減少 (R9)	1 回	順調

《 未実施項目と理由 》

〔商品の有効利用の促進〕

フリーマーケットやバザー等の開催情報を実施団体から情報提供がなかった。主催者自らが情報発信を行っている可能性が高いことから、実施団体との密な連携、三原観光協会や施設管理者などとの情報共有が必要である。

〔再生利用の促進〕

令和4年度は事案がなかったが、地域経済の活性化に向けた方策を検討する。 等

環境目標3の実績のまとめ

＜実績のまとめ＞ 環境目標3【循環】

環境項目（1）廃棄物（19項目／21項目）

- 「基本施策①廃棄物の3Rの推進」では、ごみの分別ガイドを活用し、家庭や事業所に対してごみの分別を徹底するよう啓発に努めた。再使用の推進については、リターナブル容器や再使用可能な商品の利用促進を図るため、市ホームページでマイボトル等に関する周知を行った。
- 「基本施策②廃棄物の適正処理の推進」については、不法投棄監視パトロールや看板の設置により、不法投棄の未然防止を図った。引き続き、清掃イベントや看板設置などで環境美化を啓発していく。
- 数値目標の達成状況（7指標）
○達成：4 ○順調：2 ○遅れ：1

環境目標 4

【安全・安心・快適】快適でうるおいのある安全・安心なまちづくり

環境項目（1）大気、水質、騒音・振動、悪臭（13 項目）

基本施策	個別施策
①生活環境の保全と公害対策の推進 (13 項目)	家庭から発生する環境負荷の低減 (5 項目)
	工事・事業所から発生する 環境負荷の低減 (2 項目)
	自動車から発生する環境負荷の低減 (4 項目)
	監視・指導体制の強化 (2 項目)

環境項目（2）土壌・有害化学物質（4 項目）

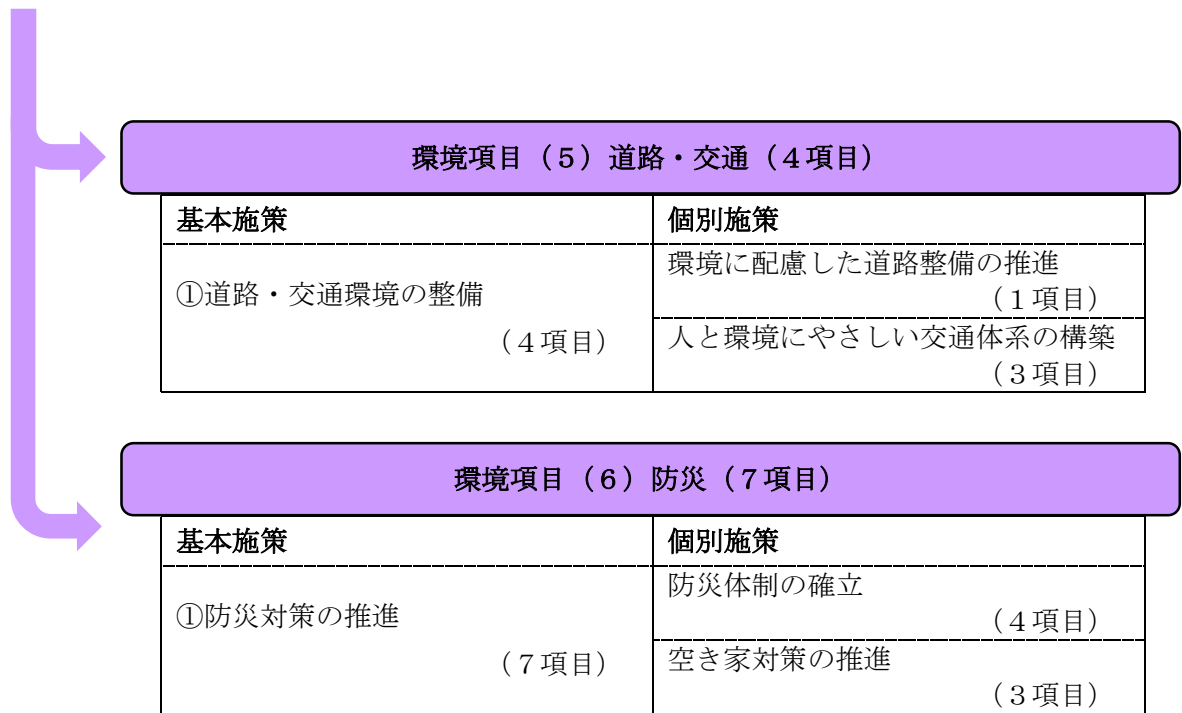
基本施策	個別施策
①土壌環境の保全と 有害化学物質対策の推進 (4 項目)	土壌・地下水汚染の未然防止 (2 項目)
	有害化学物質の排出抑制・適正管理 (2 項目)

環境項目（3）景観資源（8 項目）

基本施策	個別施策
①美しい景観の保全・創出 (8 項目)	歴史・文化財の保護・継承 (4 項目)
	地域の環境と調和した景観の 保全・創出 (2 項目)
	良好なまちなみの保全・創出 (2 項目)

環境項目（4）公園・緑地（7 項目）

基本施策	個別施策
①身近な緑の保全・創出 (7 項目)	公園・緑地の整備推進 (3 項目)
	都市緑化の推進 (4 項目)



○数値目標及び実績値、実績に対する評価

指標	基準値(H28)	目標値	実績値(R4)	評価 (R5. 3. 31 時点)
下水道処理人口普及率	44.4%	51.7%(R9)	49.6%	順調
下水道水洗化率	86%	維持(R9)	93.2%	順調
生活排水処理率	73.4%	80.1%(R4)	80.4%	順調
浄化槽処理人口	25,484 人	26,773 人(R9)	25,874 人	順調
二酸化窒素の環境基準達成率	100%	維持(R9)	100%	達成
浮遊粒子状物質の環境基準達成率	100%	維持(R9)	100%	達成
自動車騒音の環境基準達成率	95.7%	98.0%(R9)	100%	順調
公害苦情件数	56 件	50 件(R9)	67 件	遅れ
1人当たりの都市公園面積	5.79 m ² /人	10 m ² /人(R9)	6.19 m ² /人	順調
路線バス・地域コミュニティ交通の利用者数	647,118 人	1,229,554 人(R6)	1,063,387 人	遅れ
空き家バンクの新規登録件数	28 件	25 件(R6)	31 件	順調

《 未実施項目と理由 》

〔人と環境にやさしい交通体系の構築〕

「公共交通機関のバリアフリー化の推進」については、子どもから高齢者まで、多くの市民が安心・安全に移動ができる歩行空間を確保するため、歩道のバリアフリー化を推進しているが、事案がなかった。

〔防災体制の確立〕

緊急時の非常用電源として太陽光発電を活用することが効果的であることから導入を検討している。現時点においては、市内の防災倉庫の内 42 箇所に発電機を配備し、停電時に使用できる態勢を整えている。

環境目標 4 の実績のまとめ

＜実績のまとめ＞ 環境目標 4 【安全・安心・快適】	
環境項目（1）大気、水質、騒音・振動、悪臭（13 項目／13 項目）	●「基本施策①生活環境の保全と公害対策の推進」では、苦情の発生要因となる野焼きや、浄化槽の適正な維持管理などについて、チラシの配布や現地指導等を実施し、近隣に配慮した生活マナーへの啓発を行った。さらに大気、水質、騒音等の環境調査を継続して行い、公害の未然防止に努めた。低公害車について、市ホームページや庁内掲示で周知し、普及促進を図った。 ●数値目標の達成状況（8 指標） ○達成：3 ○順調：4 ○遅れ：1
環境項目（2）土壌・有害化学物質（4 項目／4 項目）	●「基本施策①土壌環境の保全と有害化学物質対策の推進」については、地下水汚染対策として水質検査を実施し、有害化学物質の排出抑制に努めた。また、人体や環境に有害なアスベストの含有が確認された公共施設における浮遊量調査を実施し、施設の適正管理に努めた。
環境項目（3）景観資源（8 項目／8 項目）	●「基本施策①美しい景観の保全・創出」では、まちなみの美観のため、三原駅周辺の放置自転車の撤去や、西国街道・本町地区まちなみづくりガイドラインを活用したまちなみの形成を促進し、市民と協働で西国街道・本町地区まちなみ環境整備事業計画を進め、道路整備・電線類地中化に向けたワークショップ・説明会を実施した。 また、市民共有の財産である歴史・文化財を次世代に継承していくために、日々の暮らしの中で、地域の歴史や文化にふれることができるよう、啓発やふれあい機会の提供を推進した。
環境項目（4）公園・緑地（7 項目／7 項目）	●「基本施策①身近な緑の保全・創出」においては、都市公園の清掃や街路樹の剪定などを行い、緑化の推進や管理を実施した。 ●数値目標の達成状況（1 指標） ○順調：1
環境項目（5）道路・交通（3 項目／4 項目）	●「基本施策①道路・交通環境の整備」については、公共交通機関のバリアフリー化を推進するため、都市計画道路本町古浜線（4 工区）の整備に向け、事業用地の一部を取得した。また、第 2 期三原市地域公共交通網形成計画に基づき、利用者のニーズの変化に対応した人と環境にやさしい交通体系の構築に努めた。 ●数値目標の達成状況（1 指標） ○遅れ：1
環境項目（6）防災（6 項目／7 項目）	●「基本施策①防災対策の推進」では、防災関係の出前講座を開催し、地域防災力の向上を図った。また、空き家対策においても、家財撤去費や改修費の一部を補助し、空き家バンク制度の普及促進に努めた。 災害発生時の非常用電源として市内 42 箇所の防災倉庫に配備した発電機について、停電時に使用できる態勢を継続した。 ●数値目標の達成状況（1 指標） ○順調：1

環境目標 5

【市民協働】オール三原で環境保全活動に取り組むまちづくり

環境項目（１）環境学習（10 項目）

基本施策	個別施策
①地域における 環境学習・教育の充実 (10 項目)	地域特性を活かした 環境学習・教育の推進 (4 項目)
	環境学習・教育を支える 人材の育成・確保 (2 項目)
	環境学習・教育に係る拠点の整備 (2 項目)
	環境保全意識の啓発 (2 項目)

環境項目（２）環境保全活動（13 項目）

基本施策	個別施策
①多様な主体との協働による 環境保全活動の推進 (13 項目)	協働による環境保全活動の推進 (3 項目)
	自主的な環境保全活動の促進 (3 項目)
	環境に関する情報収集・提供 (4 項目)
	環境保全活動を支える 人材の育成・確保 (2 項目)
	環境マネジメントシステムの普及拡大 (1 項目)

○数値目標及び実績値、実績に対する評価

指標	基準値 (H28)	目標値	実績値 (R4)	評価 (R5. 3. 31 時点)
水辺・海辺教室の開催 回数・参加者数	12 回・422 人	12 回・450 人 (R9)	9 回・249 人	遅れ
環境に関する出前講座の 開催回数	2 回	4 回 (R9)	3 回	順調

《 未実施項目と理由 》

〔地域の環境保全活動を支える環境リーダーの育成〕

広島商船高等専門学校と共同で「三原こども環境サミット」を開催する予定だったが、広島商船高等専門学校の受け入れ体制が整わず、開催できなかった。

環境目標 5 の実績のまとめ

＜実績のまとめ＞ 環境目標 5 【市民協働】

環境項目（1）環境学習（9 項目／10 項目）

- 「基本施策①地域における環境学習・教育の推進」では、社会科副読本を配付し、三原市におけるごみ・水・海についての環境教育を進めた。希少生物であるヒョウモンモドキが生息・生育する場所を環境学習・教育の拠点として整備するため、環境整備作業を行った。
地域の環境保全活動を支える環境リーダーとしての育成について、広島県と連携して地域の環境保全活動を支える人材を確保するため、広島県が養成し、三原市で活動している地球温暖化防止活動推進員に出前講座で講師を依頼し、活用を図った。
- 数値目標の達成状況（1 指標）
○遅れ：1

環境項目（2）環境保全活動（12 項目／13 項目）

- 「基本施策②多様な主体との協働による環境保全活動の推進」については、地域の美化活動や環境保全活動を継続的に実施している個人や団体を「きれいな三原まちづくり表彰」として表彰するため、表彰候補者を募集し、2 件応募があり、1 件をきれいな三原まちづくり表彰、1 件を奨励賞として表彰した。
みはらし環境会議と連携し、環境保全活動や日常生活で役立つエコに関するイベント等を開催した。
- 数値目標の達成状況（1 指標）
○順調：1

【令和4年度の振り返り】

（１）個別施策の取組について

令和4年度は、前年度に引き続き新型コロナウイルス感染症が流行していたが、地域特性を活かした環境学習、歴史・文化財の保護・継承を目的としたイベントなど、感染対策を講じた上で取組を推進するとともに、省エネルギー化や環境負荷軽減につながる取組についての情報発信やデジタル化の活用により、全体として、個別施策145項目のうち、134項目を実施することができた。

評価対象	評価区分	環境目標					項目	割合	割合 (R3 参考)
		1	2	3	4	5			
令和4年度 個別施策	実施	30	23	19	41	21	134	92%	88%
	未実施	0	5	2	2	2	11	8%	12%
計		30	28	21	43	23	145	100%	100%

（２）数値目標の取組について

数値目標の達成状況は、32指標のうち、「達成」が10指標、「順調」が10指標、「遅れ」が8指標、「要検討」が4指標であった。

目標が「達成」及び「順調」であるものは、引き続き、継続・向上を目指して取り組み、「遅れ」及び「要検討」となった指標については、実態に即した目標の見直しや課題の整理を行い、各施策に取り組む。

評価対象	評価区分	環境目標					指標	割合	割合 (R3 参考)
		1	2	3	4	5			
令和4年度 数値目標	達成	2	1	4	3	0	10	31%	31%
	順調	0	1	2	6	1	10	31%	19%
	遅れ	4	0	1	2	1	8	25%	34%
	要検討	1	3	0	0	0	4	13%	16%
計		7	5	7	11	2	32	100%	100%

（３）令和4年度年次報告書の総評

令和4年度は前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大により、予定通りに実施できなかった施策もあるが、計画期間5年目の取組として、個別施策の92%を実施することができ、数値目標も62%が計画通りに進捗していることから、計画の進捗状況はおおむね「順調」であった。

今後も、計画年度である令和9年度までの目標達成に向けて、実態に応じた改善・見直しを行いながら、取組を継続していく。

第3節 公害行政の概要

1 公害行政の概要

本市は、昭和42（1967）年以降公害問題に組織的に取り組んでおり、法制の整備と相まって逐次体制を整備しています。

2 公害防止計画

公害防止計画は、現に公害の著しい地域または公害が著しくなるおそれのある地域について、公害の防止に関する施策を総合的に推進し、これらの地域における環境汚染を除去し、又は公害を未然に防止するため、環境基本法（平成5年法律第91号）の規定に基づいて策定するものです。

この計画の策定に当たっては、環境大臣が知事に対して基本方針（地域の範囲、計画の目標、講ずべき施策等の基本的事項）を示し、計画の策定を指示することとなっています。

備後地域（4市2町）は、備後地区工業整備特別地域の指定を契機として、急速に工業開発が促進され、瀬戸内海沿岸における工業開発の一拠点を形成している地域で臨海部に化学・機械等の重工業が立地し、活発な産業活動が行われています。

このように、めざましい発展を遂げてきた反面、公害問題が深刻化してきたため、昭和49(1974)年度から1次5年とする公害防止計画を立て、公害防止に関する諸施策が実施されてきた結果、公害の状況は年々改善されてきましたが、なお、生活環境を阻害している諸要因が残されており、このため国からその都度、基本方針が示され計画策定の指示があり、広島・岡山両県と関係市町が一体となり、公害防止計画を策定し国の承認を得て関係諸施策を令和2(2020)年度まで8次、46年実施してきました。

なお、令和2（2020）年度をもって公害防止計画の計画期間が終了していますが、公害が著しい状況ではないことから次期計画の策定は予定していません。

第4節 大 気 汚 染

1 大気汚染の概況

大気汚染とは、大気中に種々の汚染物質が存在して、そのままでは人の健康や生活環境に良くない影響を及ぼすような状態、又は影響の出るおそれのあることを言います。

汚染物質には、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、一酸化炭素、光化学オキシダントなどがあり、これらの発生源には、火山の噴火など自然的要因により発生するものと、工場や事業場等の固定発生源と自動車、船舶、航空機等の移動発生源とがあります。

また、日常活動等で放出されるフロンガス、二酸化炭素、硫黄酸化物、窒素酸化物などの有害物質は、オゾン層の破壊、地球全体の温暖化、酸性雨などの広域的な問題をもたらしたり、地域的な汚染を引き起こす要因となります。

これらの物質については環境基準が定められており、これを維持達成するため大気汚染防止法、^{*}県条例により排出規制基準の強化が行われていますが、気象状況等によっては高濃度の汚染が生じることがあります。広島県において大気汚染緊急時措置要領を定め、これにより大気汚染の拡大の防止を図っています。大気が汚染されたらその程度によって、情報、注意報、警報を発令し、工場・事業場などには、ばい煙を少なくするよう排気ガス量の自粛を求めたり、ホームページ、広報車などで皆さんにお知らせします。

本市では、大気汚染状況を監視するため昭和59（1984）年7月から広島県大気汚染監視テレメーターシステムによる監視体制の充実を図ってきました。現在は、広島県が一般環境大気測定局を宮浦公園に、自動車排出ガス測定局を宮沖二丁目に設置し、大気汚染の状態を常時監視しています。

光化学オキシダント（P46）は自動測定局で測定をしており、令和5（2023）年度は、注意報は発令されていません。

大気汚染に係わる環境基準は、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの9物質について設定されています。

※県条例：広島県生活環境の保全等に関する条例（平成15（2003）年10月7日全部改正）

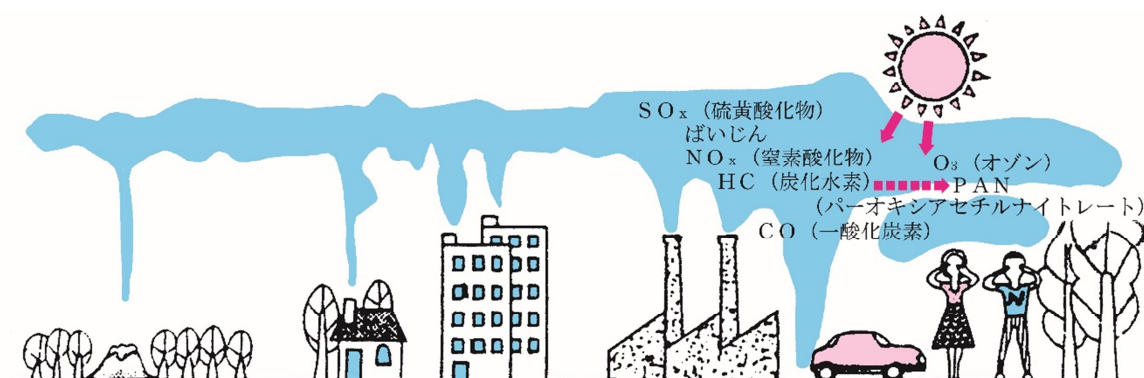
2 大気汚染に係る環境基準

物 質	環境上の条件	備 考
二 酸 化 硫 黄 (SO_2)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が $10\mu\text{m}$ 以下のものをいう。 2. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
一 酸 化 炭 素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	
浮 遊 粒 子 状 物 質 (SPM)	1時間値の1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。	
二 酸 化 窒 素 (NO_2)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	
光化学オキシダント (O_x)	1時間値が0.06ppm以下であること。	
ベ ン ゼ ン	1年平均値が $0.003\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。	
トリクロロエチレン	1年平均値が $0.13\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。	
ジ ク ロ ロ メ タ ン	1年平均値が $0.15\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。	

3 大気汚染のしくみ

光化学スモッグの発生

大気中の汚染物質（窒素酸化物、炭化水素等）が太陽の紫外線を受け、新たに有害な汚染物質（オゾン等）を生成します。



4 大気環境監視測定項目

(令和6(2024)年4月1日現在)

地 区	番 号	測 定 地 点	二 酸 化 硫 黄	二 酸 化 窒 素	光 化 学 オ キ シ ダ ン ト	一 酸 化 炭 素	炭 化 水 素	浮 遊 粒 子 状 物 質	風 向 ・ 風 速	気 温 ・ 湿 度	日 射 量	二 酸 化 硫 黄 (小 型 サ ン プ ラ ー 法)	降 下 ば い じ ん (デ ポ ジ ツ ト ゲ ー ジ 法)	窒 素 酸 化 物 (N G ・ K N ・ S 法)
宮 沖	県	三 原 宮 沖		○		○	○	○	○	○	○			
宮 浦	県	宮 浦 公 園	○	○	○			○	○					

第5節 水 質 汚 濁

1 水質汚濁の概況

水質汚濁の要因は工場、事業場からの産業排水と家庭からの生活雑排水に大別できます。以前は、水質汚濁問題と言えば産業排水による汚濁が中心でしたが、最近は産業排水と生活排水の双方による全体的な汚濁が大きくクローズアップされています。

すなわち、汚濁指標としてのBOD、CODなどが問題とされ、排水中のリン、窒素等による公共用水域の富栄養化が赤潮の原因になるといわれています。

特に、瀬戸内海水域ではその特殊性から、瀬戸内海環境保全特別措置法が制定され、COD汚濁負荷量の総量削減を図っています。また、公共用水域の富栄養化を防止するため、平成5（1993）年10月1日から窒素及びリンに係る排水基準が適用されることになりました。

本市では、公共用水域の汚濁状況を監視するため、3水系7水域が水環境基準類型指定され8地点において毎月水質監視測定を行っています。さらに他の河川についても、生活環境の保全に関する環境基準（河川）に準じて水質監視測定を行っています。令和5（2023）年度の測定結果は、（P47～49）のとおりです。これによると、生活環境の保全に関する環境基準（河川）に関する項目で、代表的な水質指標であるBOD（生物化学的酸素要求量）については、すべての調査地点において、微増や横ばいの状況で環境基準に適合した水質を維持しています。

また、公害防止協定に基づき5カ所の工場・事業場等の立入り排水調査を行っています。

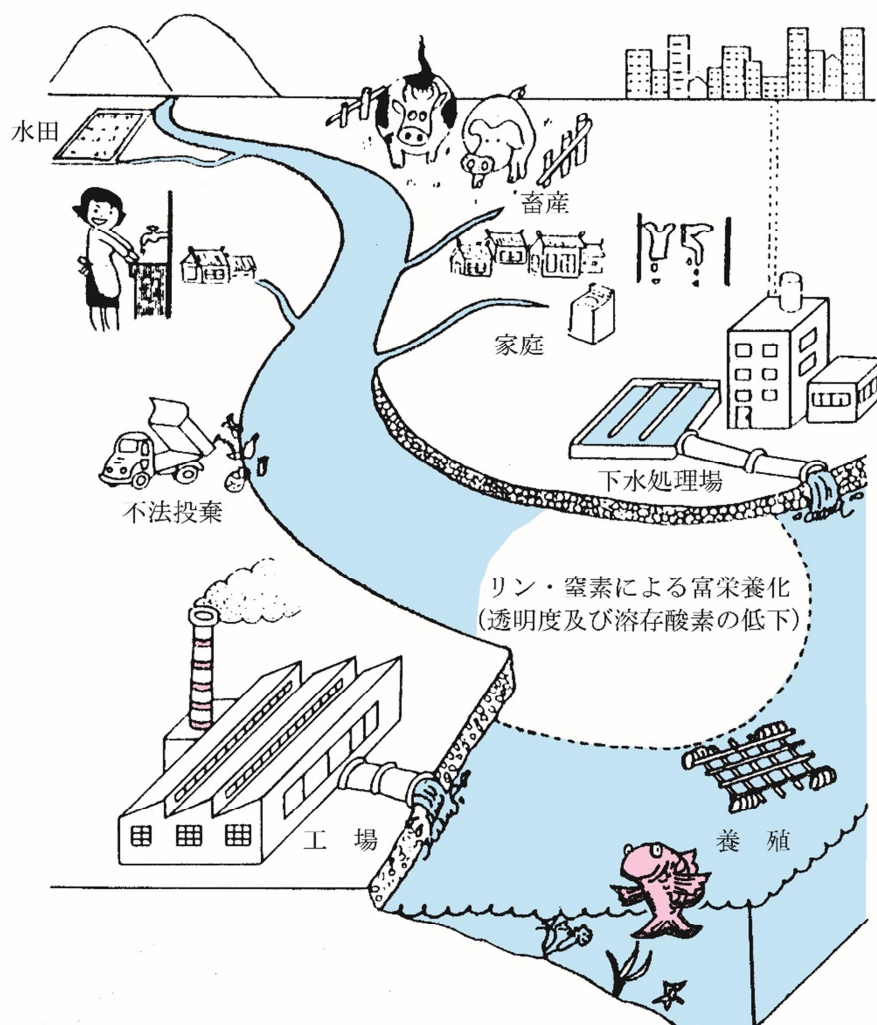
なお、今後現状の水質の推移あるいは改善を図るためには、生活排水対策、上流地域の開発対策、下水道整備事業促進、河川のしゅんせつ等関係分野での適切な施策を、より強力に推進する必要があります。

とりわけ公共下水道は、都市環境の整備と公衆衛生の向上に不可欠で基本的な都市施設であり、公共用水域の水質保全に効果的といえます。

本市の公共下水道の污水対策は、平成3（1991）年4月から事業に着手し、沼田川浄化センター（平成8（1996）年3月完成）の一部供用開始に伴い、整備済み区域から順次供用開始しています。

また、市街化区域以外においては、小規模污水处理施設の整備、とりわけ小型合併処理浄化槽設置整備を進めており、平成14（2002）年4月からは、公共下水道整備事業認可区域以外も補助対象として生活排水処理施設の整備を促進しています。

2 水質汚濁のしくみ



3 水質環境基準類型指定一覧表

水系名	環境基準類型指定水域名	該当類型	達成期間	指定年月日
沼田川	沼田川上流（潮止め堰より上流）	A	イ	昭和48年2月27日 広島県告示第125号
	沼田川下流（潮止め堰より下流）	B	イ	
	棕梨川（全域）	A	イ	
	仏通寺川（全域）	A	イ	
芦田川	芦田川上流（府中大橋より上流であって三川ダム貯水池の水域及び八田原ダム貯水池の水域に係る部分を除いたもの）	A	イ	
	御調川（全域）	A	イ	
和久原川	和久原川（全域）	C	イ	昭和51年4月13日 広島県告示第323号

（注） 「イ」は、直ちに達成

4 水質汚濁に係る環境基準

人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/ℓ以下	1、1、1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと	1、1、2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下
鉛	0.01mg/ℓ以下	トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
六価クロム	0.05mg/ℓ以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
砒素	0.01mg/ℓ以下	1、3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下
総水銀	0.0005mg/ℓ以下	チウラム	0.006mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/ℓ以下
P C B	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	セレン	0.01mg/ℓ以下
1、2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下
1、1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下	ふっ素	0.8mg/ℓ以下
シス-1、2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	ほう素	1mg/ℓ以下
		1、4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下

(注) 1 基準値は年間平均値とする。

2 全シアンに係る基準値については、最高値とする。

3 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

生活環境の保全に関する環境基準－河川－

類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	50 MPN/100ml以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	1、000 MPN/100ml以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	5、000 MPN/100ml以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/ℓ 以下	50 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/ℓ 以下	100 mg/ℓ 以下	2 mg/ℓ 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/ℓ 以下	ごみなどの浮遊が認められないこと	2 mg/ℓ 以上	—

(注) 基準値は、日間平均値とする。

令和5(2023)年度 公共用水域水質測定地点及び測定実施月

番号	水域名(測定地点名)		調査月												調査機関
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
1	棕 梨 川	(大和町棕梨：棕梨橋)	○			○			○			○			三原市
2	徳 良 川	(大和町下徳良：相良橋)	○			○			○			○			三原市
3	細 川	(大草細：細橋)	○			○			○			○			三原市
4	大 草 川	(神原橋上)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	三原市
5	平 坂 川	(大草下福田：新大和橋)	○			○			○			○			三原市
6	溜池上流	(久井町山中野)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	三原市
7	菅 川	(姥ヶ原橋)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	三原市
8	船木中筋古川	(菅川合流前)		○			○			○			○		三原市
9	梨 和 川	(尾原川合流前)		○			○			○			○		三原市
10	尾 原 川	(梨和川合流前)		○			○			○			○		三原市
11	三 次 川	(本郷町南方松原)		○			○			○			○		三原市
12	三 次 川	(姿沖橋上流)		○			○			○			○		三原市
13	梨 和 川	(松江橋)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	三原市
14	仏通寺川	(佛通寺)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	三原市
15	小 坂 川	(仏通寺川合流前)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	三原市
16	二可水路	(下北方)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	三原市
17	恵下谷川	(恵下谷墓園)		○			○			○			○		三原市
18	河原谷川	(駒ヶ原橋)		○			○			○			○		三原市
19	駒 月 川	(大添川合流前)		○			○			○			○		三原市
20	畑 岡 川	(相川川合流点)		○			○			○			○		三原市
21	芦 田 川	(大和町萩原：馬橋)	○			○			○			○			三原市
22	御 調 川	(久井町下津：広隈橋)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	三原市
23	御 調 川	(久井工業団地入口)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	三原市
24	棕 梨 川	(流入前)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	広島県
25	沼 田 川	(小原橋上)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	広島県
26	仏通寺川	(小坂川合流前)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	広島県
27	沼 田 川	(潮止め堰上)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	広島県
28	沼 田 川	(定屋大橋)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	広島県
29	和久原川	(東町)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	広島県

5 主要河川のBOD経年変化（年平均）

(単位:mg/ℓ)

年度 地点名	環境基準 類型	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
仏通寺川 (小坂川合流前)	A 2.0以下	0.9	0.8	0.9	1.0	1.2	1.2	1.0
沼田川 (小原橋上)	A 2.0以下	1.0	1.0	0.9	1.0	0.9	0.9	1.1
沼田川 (潮止め堰上)	A 2.0以下	0.9	0.9	1.0	1.0	0.9	0.6	0.9
沼田川 (定屋大橋)	B 3.0以下	0.8	0.9	1.0	1.0	0.9	0.6	1.0
仏通寺川 (佛通寺)	A 2.0以下	0.6	1.0	0.6	0.8	<0.5	0.9	0.6
和久原川 (東町)	C 5.0以下	0.7	0.7	0.8	0.8	0.6	0.7	0.8
梨和川 (松江橋)		1.4	1.4	<0.5	1.8	1.1	1.0	1.2
河原谷川 (駒ヶ原橋)		0.8	1.0	0.5	<0.5	<0.5	0.6	0.7
恵下谷川 (恵下谷墓園)		0.7	0.9	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.5
畑岡川 (相川川合流点)		0.9	1.3	0.9	0.8	<0.5	1.0	1.1
小坂川 (仏通寺川合流)		1.2	1.3	1.2	1.3	0.8	1.2	1.1

第6節 騒音・振動

1 騒音・振動の概況

騒音・振動レベルの概略値は、おおよそP 35、P 36のとおりです。騒音・振動の問題は、私たちの日常生活に最も関わりの深い問題です。「やかましい音」、「好ましくない音」の総称を騒音といいます。

主な発生源は、工場・事業場・建設現場・自動車・鉄道等ですが、近年の騒音公害は都市化の進展や生活様式の多様化に伴い、カラオケなどの深夜営業や、ステレオ・クーラー・ピアノ等のいわゆる日常の家庭生活等に起因する近隣騒音などが問題となっています。一般的には自動車・航空機・新幹線等の交通騒音の影響が最も大きいと考えられます。

平成10（1998）年9月「騒音に係る環境基準」が改正され、一般地域と道路に面する地域については新環境基準値が示されました。騒音の評価方法として騒音レベルの中央値（ L_{A50} ）から等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）に変更され、平成11（1999）年4月1日より施行されました。

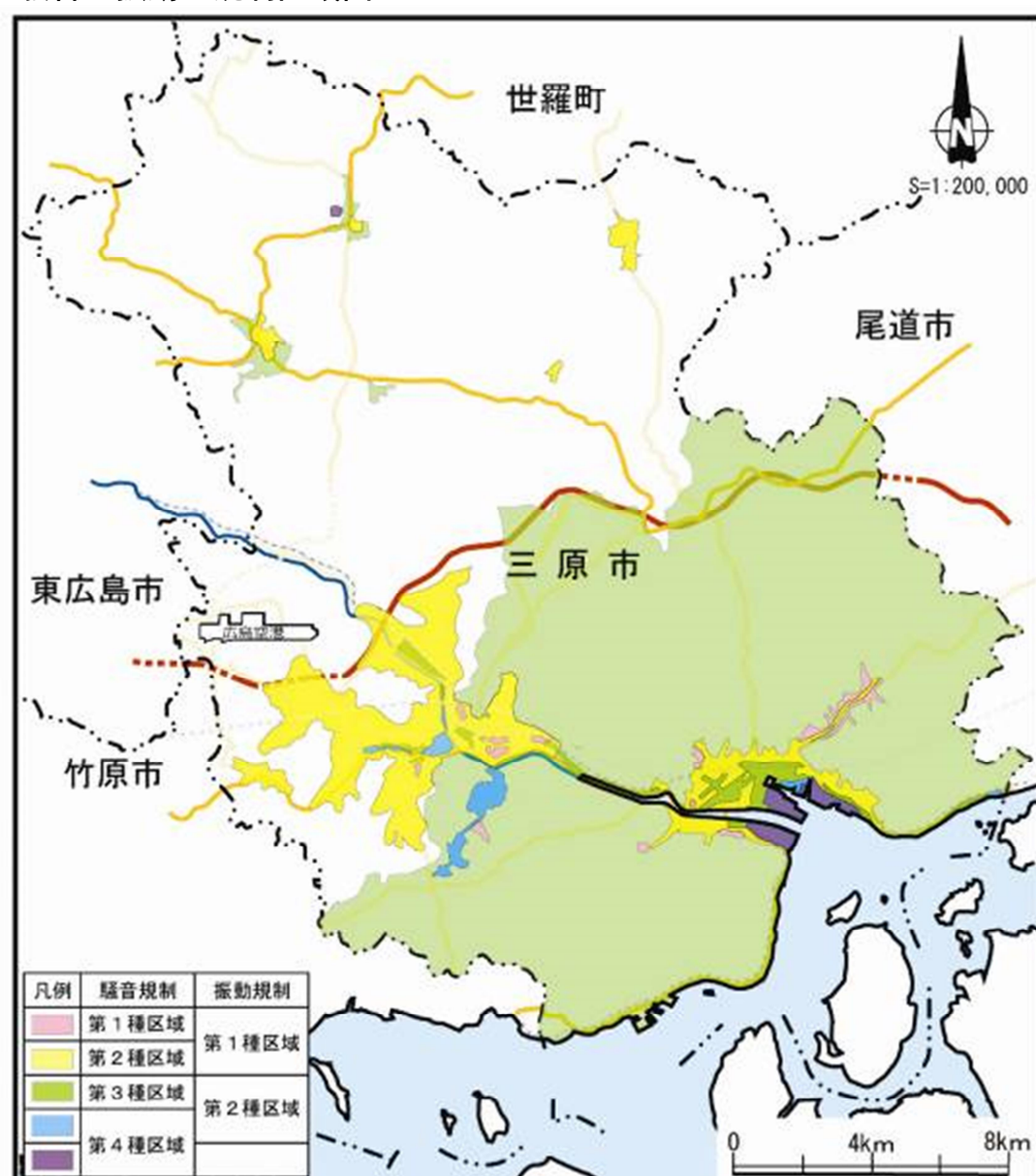
等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）は騒音エネルギー平均値を表し、変動騒音に対する人間の生理、心理的反応とも比較的よく対応することから、国際的に多くの国で採用されており、データの比較が容易であるなどの特徴があります。

本市は、高速交通拠点都市として発展していますが、反面、山陽自動車道、山陽新幹線、広島空港など交通騒音の影響は大きく、航空機・新幹線鉄道騒音測定、道路交通騒音などの環境騒音測定を実施しています。

航空機に係る測定結果は環境基準値以内ですが、幹線交通道路に近接する箇所では、環境基準値を上回る測定結果が出ています。自動車騒音や道路交通振動が限度を超えて道路の周辺的生活環境を著しく損なうと認めるときは、騒音規制法又は振動規制法に基づき、道路管理者等に対し道路交通法の規定による措置や改善を求めることができます。

また、振動は工場・建設現場・交通機関から発生する振動のように、騒音を伴って発生する場合が多く、問題点の対策は、騒音公害とほぼ同様なことがいえます。騒音・振動によるうるささや不快感は、情緒的影響すなわち、仕事・勉強・休息・睡眠等への生活妨害を引き起こし、さらに身体的・物質的影響にも及ぶことがあるといわれています。騒音・振動は公害の中でも日常生活に関係深いものであり、人が直接関知することができるうえ、発生原因もはっきりしています。これについては法規則を守り可能な限り防止対策をすることと、あわせて事前の話し合いなどの人間関係が不可欠と思われます。

2 騒音・振動の規制区域図



騒音に係る環境基準の地域類型と特定工場等の規制区域区分

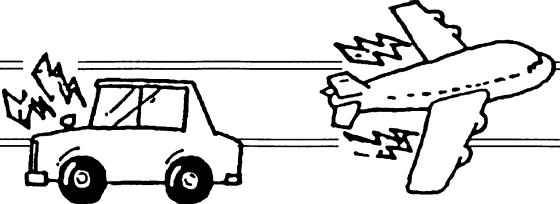
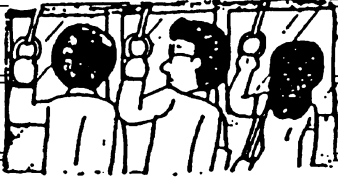
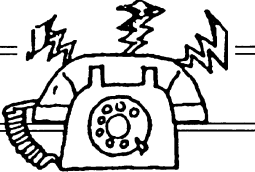
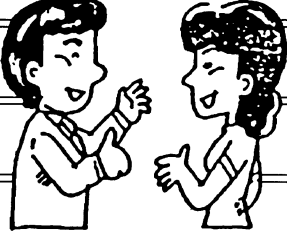
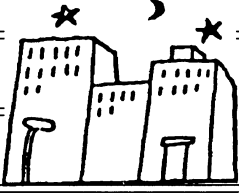
騒音に係る環境基準		地域の範囲 (相当する地域を含む)	騒音に係る規制 区域の区分	振動に係る規制 区域の区分
地域の類型	類型区分			
専ら住居の用に供され る地域	A	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	第1種区域	第1種区域 (注1)
		第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	第2種区域	
主として住居の用に供 される地域	B	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域		
相当数の住居と併せて 商業・工業等の用に供 される地域	C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	第3種区域	第2種区域 (注2)
		工業地域 工業専用地域	第4種区域	

(注1) 騒音規制区域の第1種区域のうち本郷町、第2種区域のうち本郷町、久井町、大和町の地域を除く。

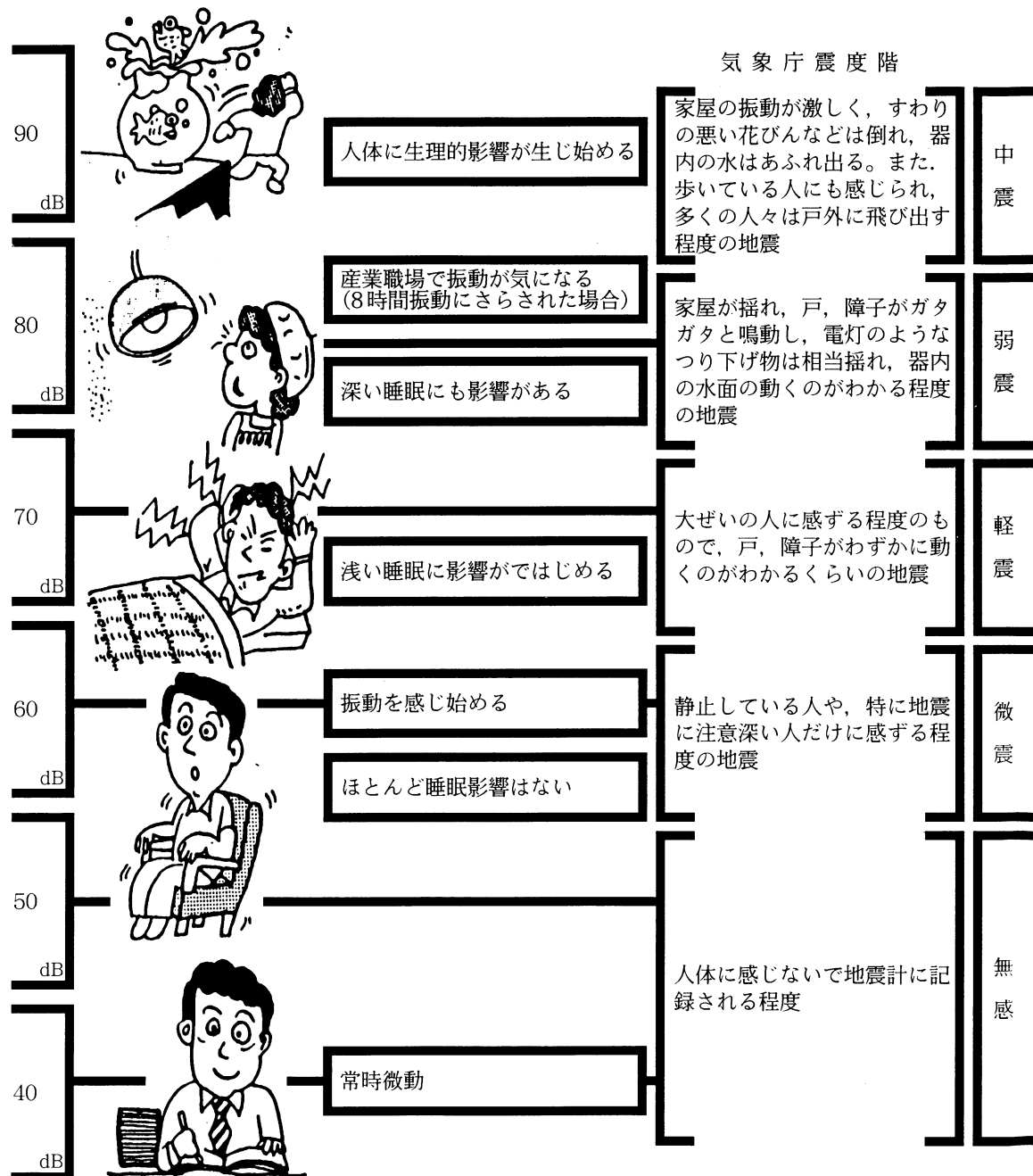
(注2) 工業専用地域、本郷町、大和町の地域を除く。

3 騒音レベルの概略値

(単位 デシベル)

120	飛行機のエンジンの近く	
110	自動車の警笛 (前方 2 m) リベット打ち	
100	電車が通るときのガードの下	
90	大声による独唱 騒々しい工場の中	
80	地下鉄の車内 JR の車内	
70	電話のベル 騒々しい事務所の中 騒々しい街頭	
60	静かな乗用車 普通の会話	
50	静かな事務所	
40	市内の深夜 図書館 静かな住宅地の昼	
30	郊外の深夜 ささやき声	
20	木の葉のふれ合う音 置時計の秒針の音 (前方 1 m)	

4 振動レベルの概略値



第7節 悪 臭

1 悪臭の概況

私たちの身の回りにはいろいろなにおいがあり、そのもととなる物質の数は数十万とも言われています。また、においは、花や果実や香水のように多くの人から好まれる良いにおい（芳香）や、し尿臭、動物のふん尿臭、食物や動植物の腐敗臭のようにほとんどの人から嫌われる悪いにおい（悪臭）があります。

悪臭防止法では、22種類の特定悪臭物質を指定し、規制基準を定めています（参考資料P67）。また、県条例に基づき、肥料製造業、一定規模以上の養豚・養鶏業は、悪臭関係特定事業場として規制されています。

悪臭の発生源は、パルプ・紙・家具・食料品等の製造業、塗装業、畜産業、下水・清掃事業、廃棄物、浄化槽など多種多様です。

悪臭は人の感覚に直接訴え、快適な生活環境を損なうものであり、加えて同じにおいでも人によって感じ方に違いがあり、主観的要素があること、法で規制されている特定悪臭物質以外が原因の場合も多く、特定悪臭物質の大部分を除去してもなお人の感覚では無臭とならず、完全な対策が困難であること等の理由により、紛争の解決が困難な場合もあります。なお、悪臭防止法では、悪臭の程度を人の嗅覚により判定する、臭気指数による規制基準も定めています（参考資料P66）。

悪臭防止対策の基本は作業工程の改善や発生源の密閉化などにより、発生源の数及び発生量を減らすことにあります。現在各種の化学的・物質的な脱臭方法が開発・実用化されていますが、においの性質により全てを除去する事は難しく、今後業種ごとの低廉かつ有効な脱臭装置の開発が必要です。

現在、本市は悪臭防止法に基づく規制地域の指定をしていません。

本市での悪臭に関する苦情は、農業、畜産業、浄化槽、側溝、野外焼却等その原因は多種ですが、県条例の規制基準に適合しない特定事業場については改善勧告等により施設の管理改善等を求めています。

また、規制基準の有無に係わらず住民の生活環境に影響がある場合は、適正な指導により悪臭防止に努めています。

2 悪臭物質の性質及び主要発生源

特定悪臭物質	に お い	主 な 発 生 源
アンモニア	し尿のようなにおい	畜産事業場、化製場、し尿処理場等
メチルメルカプタン	腐った玉ねぎのようなにおい	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等
硫化水素	腐った卵のようなにおい	畜産事業場、パルプ製造工場、し尿処理場等
硫化メチル	腐ったキャベツのようなにおい	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等
二硫化メチル		
トリメチルアミン	腐った魚のようなにおい	畜産事業場、化製場、水産缶詰製造工場等
アセトアルデヒド	刺激的な青くさいにおい	化学工場、魚腸骨処理場、タバコ製造工場等
プロピオンアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場等
ノルマルブチルアルデヒド		
イソブチルアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	
ノルマルバレールアルデヒド		
イソバレールアルデヒド		
イソブタノール	刺激的な発酵したにおい	塗装工程を有する事業場等
酢酸エチル	刺激的なシンナーのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
メチルイソブチルケトン		
トルエン	ガソリンのようなにおい	化学工場、FRP製品製造工場等
スチレン	都市ガスのようなにおい	
キシレン	ガソリンのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
プロピオン酸	刺激的な酸っぱいにおい	脂肪酸製造工場、染色工場等
ノルマル酪酸	汗くさいにおい	畜産事業場、化製場、でんぷん工場等
ノルマル吉草酸	むれた靴下のようなにおい	
イソ吉草酸		

3 6段階臭気強度表示法

臭 気 強 度	内 容
0	無臭
1	やっと感知できるにおい(検知閾値濃度)
2	何のにおいであるかがわかる弱いにおい(認知閾値濃度)
3	らくに感知できるにおい
4	強いにおい
5	強烈なにおい

4 悪臭物質の濃度と臭気強度との関係

(単位：ppm)

臭気強度 物質名	1	2	2.5	3	3.5	4	5
ア ン モ ニ ア	0.1	0.6	1	2	5	10	40
メチルメルカプタン	0.0001	0.0007	0.002	0.004	0.01	0.03	0.2
硫 化 水 素	0.0005	0.006	0.02	0.06	0.2	0.7	8
硫 化 メ チ ル	0.0001	0.002	0.01	0.05	0.2	0.8	20
二 硫 化 メ チ ル	0.0003	0.003	0.009	0.03	0.1	0.3	3
トリメチルアミン	0.0001	0.001	0.005	0.02	0.07	0.2	3
アセトアルデヒド	0.002	0.01	0.05	0.1	0.5	1	10
プロピオンアルデヒド	0.002	0.02	0.05	0.1	0.5	1	10
ノルマルブチルアルデヒド	0.0003	0.003	0.009	0.03	0.08	0.3	2
イソブチルアルデヒド	0.0009	0.008	0.02	0.07	0.2	0.6	5
ノルマルバレルアルデヒド	0.0007	0.004	0.009	0.02	0.05	0.1	0.6
イソバレルアルデヒド	0.0002	0.001	0.003	0.006	0.01	0.03	0.2
イ ソ ブ タ ノ ー ル	0.01	0.2	0.9	4	20	70	1000
酢 酸 エ チ ル	0.3	1	3	7	20	40	200
メチルイソブチルケトン	0.2	0.7	1	3	6	10	50
ト ル エ ン	0.9	5	10	30	60	100	700
ス チ レ ン	0.03	0.2	0.4	0.8	2	4	20
キ シ レ ン	0.1	0.5	1	2	5	10	50
プ ロ ピ オ ン 酸	0.002	0.01	0.03	0.07	0.2	0.4	2
ノ ル マ ル 酪 酸	0.0000 7	0.0004	0.001	0.002	0.006	0.02	0.09
ノ ル マ ル 吉 草 酸	0.0001	0.0005	0.0009	0.002	0.004	0.008	0.04
イ ソ 吉 草 酸	0.0000 5	0.0004	0.001	0.004	0.01	0.03	0.3

(注) 表の値は、かぎ窓式無臭室において調香師が感知した臭気強度を6段階臭気強度表示法により示し、その時の気中濃度を定量したものです。

第8節 公害苦情

1 公害苦情

公害に関連した苦情は、多様な人の活動に伴って発生した大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭など市民の日常生活に密着した問題であるために、苦情の内容は日常生活に身近なものが多く、苦情の発生状況が直ちに市全体の環境汚染の水準や動向を示すものではありません。

本市は工業都市として発展してきており、産業公害に対する規制対策等を行っています。しかし、公害苦情・相談の事案は、規制基準内や規制対象外の事案が多く存在します。よって基準を達成しているにもかかわらず、事案の発生は無くならないのが現状です。

令和5年（2023）年度中の公害に関する苦情件数は、62件です。

その主な事案は、次のとおりです。

- ・民家が周辺に無い道路・河川法面及び山中等への不法投棄（廃家電、家庭ごみ、事業ごみ）
- ・農地が住居等と混在している地域での野外焼却（農地や道路及び河川法面の刈り草や家庭ごみ、事業ごみ）
- ・工場・作業場が住居等と混在している地域での騒音・振動
- ・浄化槽の不適正管理に伴う悪臭や悪水の流出 など

苦情発生事例

大気汚染

- ・野外焼却に伴う煙、構造基準適合型焼却炉からの煙

水質汚濁

- ・浄化槽からの汚泥の流出、工場等からの排水、原因不明な濁れ、魚のへい死

土壌汚染

- ・重金属、有機溶剤、油などの土壌への流出

騒音

- ・工場・作業場の機械等の稼動音と作業音、建築・解体現場での作業音

振動

- ・工場・作業場の機械等の稼動振動と作業振動、解体現場での作業振動

悪臭

- ・野外焼却に伴う臭い、浄化槽・下水道枳からの臭い、飲食店の排水による臭い

不法投棄

- ・廃家電・廃タイヤ・家庭ごみ・事業ごみを道路及び河川の法面・山中等へ投棄

野外焼却（野焼き行為）

- ・簡易焼却炉（構造基準不適合）やドラム缶等で家庭ごみや事業ごみの不適正焼却、家庭ごみ・事業ごみを農地・道路法面等の草と一緒に焼却

身近で比較的軽易な苦情もあり、近隣の思いやりや気遣いが、苦情を未然に防いだり、解決を早める要因になると思われます。隣人との人間関係を発端として苦情申立をされる場合があるため、当事者間において解決されるよう指導する場合があります。

(1) 発生源別苦情事案件数（延べ件数）

令和5(2023)年度

業 種 別		総数	現 象 別								
			大気	水質	土壌	騒音	振動	悪臭	不法投棄	野外焼却	その他
総 数		62	0	21	0	3	0	10	14	14	0
会 社 ・ 事 業 所	農 業	2						1		1	
	林 業										
	漁 業	1		1							
	鉱 業										
	建 設 業	7		2		3				2	
	製 造 業	4		2						2	
	電 機 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業										
	情 報 通 信 業										
	運 輸 業	2		2							
	卸 売 ・ 小 売 業										
	金 融 ・ 保 険 業										
	不 動 産 業										
	飲 食 店 ・ 宿 泊 業	1						1			
	医 療 ・ 福 祉	2							2		
	教 育 ・ 学 習 支 援 業										
	複 合 サービス 事 業										
	サ ー ビ ス 業 (他に分類されないもの)	2		1				1			
	公 務 (他に分類されないもの)	2		1				1			
	分 類 不 能 の 産 業										
個 人		14		2				4		8	
そ の 他		0									
原 因 者 不 明		25		10				2	12	1	

(2) 行政地域別苦情事案件数（延べ件数）

令和5(2023)年度

地区名	総数	公 害 の 種 類								
		大気	水質	土壌	騒音	振動	悪臭	不法投棄	野外焼却	その他
総 数	62	0	21	0	3	0	10	14	14	0
青 葉 台	0									
旭 町	2						2			
糸 崎	4						4			
円 一 町	0									
大 畑 町	0									
沖 浦 町	0									
奥 野 山 町	0									
小 坂 町	0									
貝 野 町	0									
学 園 町	0									
木 原	1		1							
小 泉 町	0									
古 浜	1		1							
駒ヶ原町	0									
幸 崎 町	0									
鷺 浦 町	0									
桜 山 町	0									
城 町	1							1		
新 倉	0									
須 波 町	2							1	1	
須波西町	0									
須波ハイツ	0									
宗 郷	0									
高 坂 町	1								1	
田 野 浦	1								1	
長 谷	0									
中 之 町	4							3	1	
西 野	3		1					2		

地区名	総数	公 害 の 種 類								
		大気	水質	土壌	騒音	振動	悪臭	不法投棄	野外焼却	その他
西 町	0									
西 宮	2		1						1	
沼 田	1								1	
沼 田 西 町	5		4						1	
沼 田 東 町	2		1						1	
登 町	0									
鉢ヶ峰町	0									
東 町	0									
深 町	0									
本 町	0									
港 町	1		1							
皆 実	3		1				2			
宮 浦	2				1			1		
宮 沖	0									
明 神	4		4							
館 町	0									
八 坂 町	1							1		
八 幡 町	1		1							
頼 兼	0									
和 田	1		1							
和 田 沖 町	0									
本 郷 町	12		3		1		1	2	5	
久 井 町	5						1	3	1	
大 和 町	2		2							

環境測定データ

令和5年(2023年)4月～令和6年(2024年)3月

1 大 気 関 係

(1) 二酸化硫黄濃度

測 定 局	測定時間	1時間値が 0.1ppmを越 えた時間数	日平均値が 0.04ppmを 超えた日数	1時間値の最 高 値 (ppm)	日平均値 の2% 除外値 (ppm)	1時間値の年平均値(ppm)						
						H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
宮 浦 公 園	8,709	0	0	0.012	0.003	0.001	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001

(2) 二酸化窒素濃度

測 定 局	測定時間	日平均値が 0.06ppmを 越えた日数	日平均値が 0.04～ 0.06ppm の日数	1時間値の最 高 値 (ppm)	日平均値 の年間 98%値 (ppm)	1時間値の年平均値(ppm)						
						H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
三 原 宮 沖	8,553	0	0	0.042	0.017	0.013	0.011	0.010	0.009	0.009	0.009	0.007
宮 浦 公 園	8,538	0	0	0.035	0.014	0.010	0.009	0.008	0.007	0.007	0.007	0.006

(3) 浮遊粒子物質濃度

測 定 局	測定時間	1時間値 の最高値 (mg/m ³)	日平均値の 2%除外値 (mg/m ³)	年 平 均 値 (mg/m ³)						
				H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
三 原 宮 沖	8,681	0.059	0.031	0.018	0.017	0.016	0.015	0.014	0.014	0.014
宮 浦 公 園	8,601	0.089	0.035	0.015	0.018	0.016	0.016	0.014	0.015	0.014

(4) 一酸化炭素濃度

三原宮沖(自動車排出ガス測定局)

測定時間	1時間値 の最高値 (ppm)	8時間値が 20ppmを 越えた回数	日平均値が 10ppmを 越えた日数	日平均値の 2%除外値	1時間値の年平均値(ppm)						
					H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
8,710	1.1	0	0	0.6	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3

(5) 光化学オキシダント濃度

測 定 局	昼間測定 時間	1時間値 の最高値 (ppm)	1時間値が 0.06ppmを 越えた日数	1時間値が 0.12ppmを 越えた日数	昼間1時間値の年平均値(ppm)						
					H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
宮 浦 公 園	5,457	0.098	77	0	0.039	0.034	0.035	0.034	0.036	0.034	0.033

(6) オキシダント情報等の発令

オキシダント情報、注意報の年度別発令回数

令和5(2023)年度

	地 区	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
情 報	三 原	3	1	2	7	2	3	6	2	2	3	0
	本郷・河内	1	0	1	2	1	0	2	0	0	0	0
	県 内 計	36	17	51	112	50	42	96	8	16	15	6
	実 日 数	13	10	16	26	16	14	13	5	6	5	3
注 意 報	三 原	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	本郷・河内	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	県 内 計	1	0	8	9	1	5	10	1	0	4	2
	実 日 数	1	0	3	6	1	3	4	1	0	2	1

オキシダント情報、注意報の月別発令回数

令和5(2023)年度

	地 区	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	計
情 報	三 原	0	0	0	0	0	0	0	0
	本郷・河内	0	0	0	0	0	0	0	0
	県 内 計	0	0	0	4	2	0	0	6
注 意 報	三 原	0	0	0	0	0	0	0	0
	本郷・河内	0	0	0	0	0	0	0	0
	県 内 計	0	0	0	2	0	0	0	2

発令基準 《発令権限は広島県知事》

情 報 測定点で1時間値が0.10ppm以上

注意報 測定点で1時間値が0.12ppm以上

警 報 測定点で1時間値が0.40ppm以上

※地区 三 原（旧本郷町、旧久井町及び旧大和町を除く）

本郷・河内（東広島市河内町、三原市のうち旧本郷町、旧久井町及び旧大和町）

2 水質関係

(1) 河川水質調査結果

測定点		梨和川（松江橋）（12）			沼田川（小原橋上）（12）		
環境基準類型		—			A		
項目	単位 \ 値	最大	最小	平均	最大	最小	平均
p H		8.8	7.2	8.0	8.2	7.6	7.8
D O	mg/ℓ	11.0	8.4	9.7	12.0	8.0	9.7
B O D	mg/ℓ	1.9	0.7	1.2	1.8	0.6	1.1
C O D	mg/ℓ	5.8	1.8	3.0	3.7	1.8	2.6
S S	mg/ℓ	22.0	1.0	6.0	8.0	<1.0	2.6
大腸菌群数	MPN/100mℓ	710	27	188	1,800	7	191
測定点		仏通寺川（小坂川合流前）（12）			小坂川（仏通寺川合流前）（12）		
環境基準類型		—			—		
項目	単位 \ 値	最大	最小	平均	最大	最小	平均
p H		8.5	7.7	7.9	9.3	7.7	8.2
D O	mg/ℓ	12.0	7.7	10.1	12.0	9.2	11.0
B O D	mg/ℓ	1.5	0.6	1.0	1.5	0.8	1.1
C O D	mg/ℓ	4.4	2.4	3.2	5.6	2.1	3.5
S S	mg/ℓ	2.0	1.0	1.4	13.0	<1	3.0
大腸菌群数	MPN/100mℓ	300	38	130	490	<1	180
測定点		沼田川（定屋橋上）（12）			仏通寺川（佛通寺）（12）		
環境基準類型		B			A		
項目	単位 \ 値	最大	最小	平均	最大	最小	平均
p H		7.9	7.5	7.6	8.4	7.3	7.7
D O	mg/ℓ	10.0	4.8	7.8	12.0	8.4	10.0
B O D	mg/ℓ	1.4	0.6	1.0	1.2	<0.5	0.6
C O D	mg/ℓ	3.9	1.9	2.9	6.3	1.7	3.0
S S	mg/ℓ	12.0	2.0	4.7	9.0	<1	2.0
大腸菌群数	MPN/100mℓ	830	15.0	136	1,000	18	156
測定点		畑岡川（相川川合流点）（4）			恵下谷川（恵下谷墓園）（4）		
環境基準類型		—			—		
項目	単位 \ 値	最大	最小	平均	最大	最小	平均
p H		8.7	7.5	8.1	8.1	7.5	7.9
D O	mg/ℓ	11.0	7.8	9.5	11.0	8.4	9.8
B O D	mg/ℓ	1.3	1.0	1.1	1.0	<0.5	0.5
C O D	mg/ℓ	4.4	2.5	3.2	2.5	1.4	2.1
S S	mg/ℓ	5.0	1.0	2.0	5.0	<1	2.0
大腸菌群数	MPN/100mℓ	510	13	283	79	10	42
測定点		和久原川（東町）（12）			沼田川（潮止め堰上）（12）		
環境基準類型		C			A		
項目	単位 \ 値	最大	最小	平均	最大	最小	平均
p H		8.2	7.1	7.5	8.3	7.6	7.8
D O	mg/ℓ	13.0	9.6	10.8	11.0	6.3	9.0
B O D	mg/ℓ	1.3	<0.5	0.8	1.4	0.6	0.9
C O D	mg/ℓ	1.8	1.0	1.6	3.8	1.6	2.8
S S	mg/ℓ	1.0	<1.0	1.0	15.0	1.0	4.8
大腸菌群数	MPN/100mℓ	220	3	52	150	3.0	46

- (注) 1. () 内数字は調査回数である。
2. <は定量下限値未満である。
3. 平均値の算出において、分析結果が定量下限値未満の場合は下限値とした。

測定点		河原谷川（駒ヶ原橋）（4）			駒月川（大添川合流前）（4）		
環境基準類型		—			—		
項目	単位 \ 値	最大	最小	平均	最大	最小	平均
p H		8.9	7.8	8.4	8.0	7.5	7.8
D O	mg/ℓ	12.0	8.0	10.0	10.0	8.6	9.5
B O D	mg/ℓ	0.8	0.6	0.7	1.6	1.3	1.4
C O D	mg/ℓ	3.3	1.4	2.3	5.8	2.9	4.4
S S	mg/ℓ	3.0	<1	1.0	6.0	2.0	4.0
大腸菌群数	MPN/100mℓ	200	9	60	300	8	95
測定点		梨和川（尾原川合流前）（4）			尾原川（梨和川合流前）（4）		
環境基準類型		—			—		
項目	単位 \ 値	最大	最小	平均	最大	最小	平均
p H		7.9	7.2	7.6	8.4	7.2	7.9
D O	mg/ℓ	11.0	8.6	9.8	12.0	9.6	11.0
B O D	mg/ℓ	1.4	0.8	1.0	1.3	0.7	1.0
C O D	mg/ℓ	6.2	1.7	3.0	5.9	1.6	3.0
S S	mg/ℓ	14.0	<1	6.0	15.0	<1	5.0
大腸菌群数	MPN/100mℓ	680	74	244	480	11	172
測定点		三次川（姿沖橋上流）（4）			菅川（姥ヶ原橋）（12）		
環境基準類型		—			—		
項目	単位 \ 値	最大	最小	平均	最大	最小	平均
p H		8.0	7.3	7.8	7.8	7.1	7.6
D O	mg/ℓ	10.0	8.6	9.4	12.0	8.8	10.0
B O D	mg/ℓ	1.5	0.7	1.0	1.9	<0.5	0.8
C O D	mg/ℓ	7.2	2.1	3.7	6.9	2.5	3.6
S S	mg/ℓ	12.0	<1	6.0	22.0	1.0	4.0
大腸菌群数	MPN/100mℓ	300	30	121	100	1	182
測定点		三次川（本郷町南方松原）（4）			船木中筋古川（菅川合流前）（4）		
環境基準類型		—			—		
項目	単位 \ 値	最大	最小	平均	最大	最小	平均
p H		7.9	7.3	7.7	7.4	6.9	7.1
D O	mg/ℓ	10.0	8.6	9.2	9.5	6.5	8.0
B O D	mg/ℓ	1.7	0.8	1.1	1.5	0.7	1.1
C O D	mg/ℓ	5.7	1.5	2.8	5.6	1.4	3.0
S S	mg/ℓ	16.0	<1	4.0	19.0	3.0	8.0
大腸菌群数	MPN/100mℓ	380	13	126	650	21	210
測定点		芦田川（大和町萩原：馬橋）（4）			徳良川（大和町下徳良：相良橋）（4）		
環境基準類型		A			—		
項目	単位 \ 値	最大	最小	平均	最大	最小	平均
p H		7.6	7.2	7.4	7.7	7.3	7.4
D O	mg/ℓ	10.0	9.0	9.4	11.0	9.2	9.8
B O D	mg/ℓ	1.5	0.5	1.0	1.7	<0.5	1.0
C O D	mg/ℓ	5.1	1.4	3.0	5.4	1.7	3.8
S S	mg/ℓ	9.0	1.0	3.0	8.0	2.0	5.0
大腸菌群数	MPN/100mℓ	120	8	46	190	15	131

（注） 1. （ ）内数字は調査回数である。
2. <は定量下限値未満である。
3. 平均値の算出において、分析結果が定量下限値未満の場合は下限値とした。

測定点		棕梨川（大和町棕梨：棕梨橋）（4）			平坂川（大草下福田：新大和橋）（4）		
環境基準類型		A			—		
項目	単位 \ 値	最大	最小	平均	最大	最小	平均
p H		8.3	7.7	8.0	7.7	7.4	7.5
D O	mg/ℓ	11.0	9.6	10.0	12.0	8.8	10.0
B O D	mg/ℓ	1.1	0.5	0.8	1.2	0.6	0.9
C O D	mg/ℓ	2.8	1.7	2.2	5.3	1.4	3.0
S S	mg/ℓ	10.0	1.0	4.0	6.0	1.0	4.0
大腸菌群数	MPN/100mℓ	110	21	65	95	22	58
測定点		大草川（神原橋上）（12）			細川（大草細：細橋）（4）		
環境基準類型		—			—		
項目	単位 \ 値	最大	最小	平均	最大	最小	平均
p H		7.5	7.0	7.3	7.5	7.3	7.4
D O	mg/ℓ	11.0	8.0	9.7	10.0	9.2	9.7
B O D	mg/ℓ	2.4	1.0	1.7	0.9	0.7	0.8
C O D	mg/ℓ	7.6	3.0	4.1	3.4	1.2	2.3
S S	mg/ℓ	19.0	2.0	5.0	9.0	1.0	5.0
大腸菌群数	MPN/100mℓ	830	15	134	220	140	195
測定点		御調川（久井工業団地入口）（12）			溜池上流（久井町山中野）（12）		
環境基準類型		A			—		
項目	単位 \ 値	最大	最小	平均	最大	最小	平均
p H		8.0	6.9	7.6	7.6	6.6	7.1
D O	mg/ℓ	12.0	8.2	9.8	11.0	7.6	9.4
B O D	mg/ℓ	2.9	0.7	1.1	1.5	<0.5	0.7
C O D	mg/ℓ	7.8	1.7	3.8	8.2	2.3	3.9
S S	mg/ℓ	18.0	<1	4.0	18.0	1.0	5.0
大腸菌群数	MPN/100mℓ	570	61	173	750	1	143
測定点		二可水路（下北方1丁目）（12）			御調川（久井町下津：広隈橋）（12）		
環境基準類型		—			A		
項目	単位 \ 値	最大	最小	平均	最大	最小	平均
p H		7.6	7.0	7.4	8.0	7.0	7.5
D O	mg/ℓ	9.6	6.7	8.4	12.0	8.8	10.0
B O D	mg/ℓ	3.0	0.6	1.9	2.0	0.7	1.2
C O D	mg/ℓ	5.4	2.6	4.0	8.0	1.9	3.8
S S	mg/ℓ	17.0	3.0	8.0	17.0	<1	4.0
大腸菌群数	MPN/100mℓ	290	1	76	500	48	167
測定点		棕梨川（流入前）（12）					
環境基準類型		—					
項目	単位 \ 値	最大	最小	平均			
p H		8.5	7.5	7.8			
D O	mg/ℓ	12.0	7.4	10.0			
B O D	mg/ℓ	1.5	0.5	1.0			
C O D	mg/ℓ	4.1	2.4	3.3			
S S	mg/ℓ	6.0	1.0	2.5			
大腸菌群数	MPN/100mℓ	3,700	18.0	392			

- （注） 1. （ ）内数字は調査回数である。
2. <は定量下限値未満である。
3. 平均値の算出において、分析結果が定量下限値未満の場合は下限値とした。

3 騒音関係

(1) 環境騒音測定結果

(三原地区)

No.	測定場所	主な音源	環境基準 準型	騒音レベル LAeq (dB)	交通量 (台/10分)	測定地点	路線名等
1	高坂町真良・堂（西下）より南南西へ約 135m	自動車	C 地域	68	22	道路端	主要地方道 本郷久井線
2	高坂町真良・下二住宅の入口	自動車	C 地域	67	26	道路端	主要地方道 本郷久井線
3	沼田西町松江・四ツ堂	自動車	C 地域	63	7	道路端	市道 沼田西町 79 号線
4	小泉町・県立特別支援学校の入口	自動車	C 地域	56	—	一般地域	—
5	小泉町垣井・小泉郵便局の東	自動車	C 地域	64	31	道路端	主要地方道 三原竹原線
6	糸崎 5 丁目・市立糸崎小学校の北	自動車	B 地域	53	—	一般地域	—
7	小泉町甲原・甲原橋より南東へ約 220m の消防屯所付近	自動車	C 地域	62	16	道路端	主要地方道 東広島本郷忠海線
8	幸崎能地 6 丁目・久津公民館バス停	自動車	C 地域	65	67	道路端	国道 185 号
9	鷺浦町向田野浦・向田区公民館の付近	自動車	C 地域	51	5	道路端	県道 佐木島線
10	中之町 6 丁目・中之町第 3 公園	自動車	B 地域	67	56	道路端	主要地方道 尾道三原線
11	沼田 3 丁目・井屋峠	自動車	C 地域	61	5	道路端	県道 三原本郷線
12	小坂町・小坂新橋の南	自動車	C 地域	56	12	道路端	県道 三原大草線
13	中之町 1 丁目・中之町東集会所	不特定	B 地域	48	—	一般地域	—
14	長谷 5 丁目・国道 2 号 本市橋北詰交差点より約 435m	自動車	C 地域	67	140	道路端	国道 2 号
15	西野 1 丁目・宮浦北市営の付近	自動車	B 地域	55	—	一般地域	—
16	本町 3 丁目・本町郵便局	自動車	C 地域	63	28	道路端	市道 本町 45 号線
17	城町 1 丁目・三原駅南口の前	自動車	C 地域	59	—	一般地域	—
18	頼兼 2 丁目・頼兼町内会集会所	自動車	B 地域	55	—	一般地域	—
19	宮浦 5 丁目・市道 宮浦 3 4 号線 宮浦中央交差点より西南西へ約 75m	自動車	C 地域	53	—	一般地域	—
20	宮沖 2 丁目・旧市立南小学校の東	自動車	B 地域	62	47	道路端	市道 宮沖 13 号線
21	糸崎 2 丁目・古城通公園より南西へ約 15m	自動車	C 地域	66	82	道路端	国道 185 号
22	沼田東町末広・ダイヤハイツ 5 番通り	自動車	C 地域	55	—	一般地域	—
23	新倉 1 丁目・新倉ハイツ	特殊音	B 地域	51	—	一般地域	—
24	宮浦 6 丁目・宮浦第三公園	自動車	B 地域	47	—	一般地域	—
25	皆実 1 丁目・国道 185 号 皆実 4 丁目 4 番交差点付近	自動車	C 地域	65	145	道路端	国道 185 号
26	皆実 4 丁目・皆実東公園	工場等	C 地域	47	—	一般地域	—
27	沼田東町七宝・池之町橋の付近	自動車	C 地域	66	48	道路端	主要地方道 三原竹原線
28	宗郷 4 丁目・県営宗郷住宅の西	自動車	B 地域	47	—	一般地域	—
29	和田 1 丁目・和田沖交差点付近	自動車	C 地域	52	35	道路端	国道 185 号
30	小泉町・玉城ロバスタの付近	自動車	C 地域	66	52	道路端	主要地方道 三原竹原線
31	須波西 1 丁目・須波港	自動車	C 地域	57	48	道路端	国道 185 号
32	鷺浦町須波・広池の付近	自動車	C 地域	47	—	道路端	県道 佐木島線
33	須波ハイツ 1 丁目・須波ハイツ	自動車	C 地域	52	39	道路後背地	国道 185 号
34	幸崎能地 1 丁目・宇和島漁港の東	自動車	C 地域	67	27	道路端	国道 185 号
35	木原 4 丁目・木原公民館の付近	自動車	C 地域	61	—	一般地域	—
36	木原 1 丁目・赤石バス停の付近	自動車	C 地域	67	91	道路端	国道 2 号
37	八幡町篝・篝集会所	自動車	C 地域	68	16	道路端	県道 宇津戸八幡線
38	八幡町美生・三角池の付近	自動車	C 地域	51	1	道路端	国道 486 号
39	八幡町垣内・前垣内バス停の付近	自動車	C 地域	66	26	道路端	主要地方道 三原東城線
40	高坂町真良・馬井谷公民館の北	自動車	C 地域	66	13	道路端	主要地方道 本郷久井線
41	高坂町真良・高坂小前バス停の付近	自動車	C 地域	64	12	道路端	主要地方道 本郷久井線
42	八坂町・斎場の入口	自動車	C 地域	63	25	道路後背地	主要地方道 三原東城線
43	中之町 9 丁目・太郎谷バス停の付近	自動車	C 地域	65	40	道路端	主要地方道 尾道三原線
44	深町・市立深小学校より東へ約 155m の消防屯所	自動車	C 地域	68	35	道路端	主要地方道 尾道三原線
45	中之町 2 丁目・市立第二中学校の付近	自動車	B 地域	67	111	道路端	主要地方道 尾道三原線
46	八幡町垣内・垣内バス停・北北東約 165m	自動車	C 地域	65	183	道路後背地	高速自動車道 山陽道
47	館町 2 丁目・三原バイパス中之町ランプの南	自動車	B 地域	64	84	道路端	主要地方道 尾道三原線
48	館町 2 丁目・市立三原小学校の東	自動車	B 地域	60	1	道路端	市道 館町 9 号線
49	幸崎能地 4 丁目・本町公民館	自動車	C 地域	54	24	道路端	国道 185 号
50	糸崎 5 丁目・糸崎郵便局より北北西へ約 330m	自動車	B 地域	47	—	一般地域	—
51	糸崎 8 丁目・糸崎神社駐車場	自動車	B 地域	63	49	道路端	国道 185 号
52	糸崎南 2 丁目・JA 備後みかん共同選果場の付近	自然	C 地域	53	—	一般地域	—

(本郷地区)

No.	測 定 場 所	主な音源	環境基準 準拠型	騒音レベル L _{Aeq} (dB)	交通量 (台/10分)	測定地点	路線名等
53	本郷町船木・ドリームせせらぎ駐車場	自動車	B地域	65	46	道路端	主要地方道 瀬野川福富本郷線
54	本郷町船木・雇用促進住宅の前	自動車	C地域	61	50	道路端	主要地方道 瀬野川福富本郷線
55	本郷町上北方・常德寺の付近	自動車	B地域	64	10	道路端	主要地方道 東広島本郷忠海線
56	本郷南 7 丁目・橋神社駐車場	自動車	B地域	52	—	一般地域	—
57	本郷北 2 丁目・河崎橋の付近	自動車	B地域	67	27	道路端	主要地方道 本郷久井線
58	下北方 1 丁目・スーパー・ホームセンター駐車場の北西側駐車場出入口の付近	自動車	C地域	57	32	道路端	主要地方道 瀬野川福富本郷線
59	本郷南 6 丁目・ほんごう子ども図書館駐車場	自動車	C地域	49	32	道路端	市道 駅前愛宕線
60	本郷南 5 丁目・三原市本郷保健福祉センター	自動車	B地域	55	—	一般地域	—
61	本郷南 3 丁目・三百団地の付近	自動車	A地域	58	9	道路端	市道 駅前惣門 2 号線
62	本郷南 1 丁目・本郷団地	自動車	B地域	59	134	道路後背地	国道 2 号
63	南方 2 丁目・姿沖橋の北	自動車	B地域	64	21	道路端	主要地方道 東広島本郷忠海線
64	本郷町南方・フレブル本郷（団地）の付近	自動車	B地域	51	—	一般地域	—
65	本郷町南方・南方橋	自動車	B地域	67	108	道路端	国道 2 号
66	本郷町南方・墓沼下バス停付近	自動車	B地域	68	23	道路端	主要地方道 東広島本郷忠海線

(久井地区)

No.	測 定 場 所	主な音源	環境基準 準拠型	騒音レベル L _{Aeq} (dB)	交通量 (台/10分)	測定地点	路線名等
67	久井町下津・旧久井保育所の西	自動車	B地域	61	42	道路後背地	主要地方道 三原東城線
68	久井町下津・主要地方道 三原東城線 久井町下津交差点より北北西へ約 205m	自動車	未指定	69	31	道路端	主要地方道 三原東城線
69	久井町羽倉・旧羽倉保育所南	自動車	未指定	45	—	一般地域	—
70	久井町江木・江木団地	不特定	B地域	50	—	一般地域	—
71	久井町坂井原・市立久井認定こども園の南	自動車	未指定	63	19	道路端	国道 486 号
72	久井町山中野・久井南コミュニティセンターの北	自動車	未指定	60	17	道路端	市道 中野線
73	久井町和草・三原市くい文化センター	自動車	未指定	52	5	道路端	県道 羽和泉室町線
74	久井町吉田・吉田スポーツ広場	自動車	未指定	52	—	一般地域	—
75	久井町江木・三原臨空商工会久井支所跡地の入口	自動車	B地域	66	33	道路端	主要地方道 三原東城線

(大和地区)

No.	測 定 場 所	主な音源	環境基準 準拠型	騒音レベル L _{Aeq} (dB)	交通量 (台/10分)	測定地点	路線名等
76	大和町下徳良・三原市大和スポーツ広場の付近	一般	C地域	48	—	一般地域	—
77	大和町萩原・旧神田小学校より北へ約 80m	自動車	C地域	64	5	道路端	国道 432 号
78	大和町下徳良・下徳良浄化センターの付近	自動車	C地域	57	7	道路端	国道 432 号
79	大和町上草井・草井公会堂より西北西へ約 200m	自動車	未指定	48	—	一般地域	—
80	大和町和木・道の駅がんす白竜の付近	自動車	C地域	61	16	道路端	国道 432 号
81	大和町和木・和木公民館	工場等	B地域	56	14	道路後背地	国道 432 号
82	大和町和木・国道 432 号と国道 486 号が交差する和木交差点より南東へ約 95m	自動車	B地域	59	9	道路端	国道 486 号
83	大和町大草・大草郵便局より南南東へ約 15m	自動車	C地域	54	2	道路端	県道 下徳良本郷線
84	大和町下徳良・大和工業団地東口交差点より北東へ約 415m	自動車	未指定	41	17	道路端	その他 農道 下徳良 1 号線 (ブルーロード)
85	大和町平坂・フライトロード・朝義山橋の付近	自動車	未指定	52	13	道路後背地	主要地方道 広島中央フライトロード

- (注) 1 上記騒音レベルは、参考値である。
2 測定時間帯は、8：30～18：00の間に実施した。
3 測定方法は、騒音レベル及び交通量ともに、10分間連続測定を各測定場所で 1 回実施した。
4 主な音源の種類

種 類	内 容
道路音	自動車が起因するすべての音、道路空間から発生する自動車以外の音（話声、自転車音等）
工場・事業場	工場、事業場、商店、駐車場、官公庁、運輸施設、飲食店等が起因するすべての音
工事音	建設作業等が起因するすべての音
航空機	航空機、ヘリコプターが起因するすべての音
鉄道	在来線、新幹線が起因するすべての音
船舶	船舶が起因するすべての音
不特定音	騒音レベルが低く、特定できない音
その他	家庭音：家庭内の生活活動（話声、テレビ・ステレオの音、ペットの鳴声、家庭機器音等）に起因するすべての音 自然音：虫の声、野鳥の声、木の葉の揺れる音、水音、風音等自然に起因するすべての音 一般音：特定できるが、上記の分類に入らないすべての音

(2) 自動車騒音測定結果

番号	測定地点	路線名	環境基準 類型	測 定 日 時		騒音レベル		平均交通量 (台/10 分)
				開 始	終 了	測定値 Leq (dB)	環境基 準評価	
				日 付		昼 間		昼 間
				時 間		夜 間		夜 間
1	館町二丁目	一般国道 2 号 (バイパス)	B	令和 6 年 1 月 16 日	令和 6 年 1 月 17 日	57	○	118
				10 : 00	10 : 00	54	○	43
2	中之町三丁目	主要地方道 55 号 尾道三原線	B	令和 6 年 1 月 17 日	令和 6 年 1 月 18 日	66	○	55
				6 : 00	6 : 00	58	○	9

- (注) 1 平均交通量は、昼間及び夜間の代表的な時間帯における 1 時間交通量をそれぞれ 2 回測定し、10 分間の平均値を算出した。
- 2 環境基準評価は、環境基準値以下のものを「○」とし、環境基準値を上回るものを「×」とした。
- 3 昼間は、6 : 00～22 : 00 までの間とし、夜間は、22 : 00～翌 6 : 00 までの間を示す。

(3) 航空機騒音測定結果

① 常時測定結果

単位：Lden（時間帯補正等価騒音レベル）

測定場所 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	パワー平均
本郷町善入寺・正広ヶ丘集会所	48.4	49.1	46.9	47.2	46.9	46.7	49.2	50.4	50.7	51.4	48.3	50.8	49.1
本郷町船木・川西上集会所	52.9	53.6	53.2	53.6	53.2	52.8	52.4	53.3	53.2	52.7	53.2	53.0	53.0

② 短期測定結果

単位：Lden（時間帯補正等価騒音レベル）

測定場所	環境基準類型	令和4年度			令和5年度		
		9～10月調査	1月調査	平均値	9～10月調査	1月調査	平均値
本郷町善入寺・本谷地区	Ⅱ	39.2	44.5	41.9	40.1	43.2	41.7
本郷町船木・平坂地区	Ⅱ	49.6	50.5	50.1	50.8	49.3	50.1
本郷町船木・菅地区	Ⅱ	50.7	50.8	50.8	50.4	48.9	49.7
本郷町船木・亀津地区	Ⅱ	49.5	48.7	49.1	49.1	49.0	49.1
本郷町船木・金売地区	Ⅱ	50.0	50.0	50.0	49.2	49.6	49.4
本郷町船木・川西下地区	Ⅱ	48.1	49.9	49.5	48.2	48.9	48.6
本郷町船木・片側東地区	Ⅱ	50.6	51.2	50.9	50.8	50.3	50.6
本郷町船木・兼広地区	Ⅱ	49.0	49.0	49.0	48.4	48.5	48.5
本郷町船木・下中筋下地区	Ⅱ	47.3	47.3	47.3	47.6	47.1	47.4
本郷町船木・中ノ谷地区	Ⅱ	51.4	52.2	51.8	51.8	51.9	51.9

(4) 新幹線騒音測定結果

測定場所	環境基準類型	測定日	騒音レベル (dB)	環境基準評価 ○達成 ×超過
本郷①（本郷町上北方）	Ⅱ	令和5年12月12日	75	○
本郷②（本郷町上北方）	Ⅱ	令和5年12月12日	73	○
長谷①（長谷2丁目）	Ⅱ	令和5年12月13日	75	○
長谷②（長谷1丁目）	Ⅱ	令和5年12月13日	72	○

- (注) 1 測定は、上下線で合計20本実施した。
 2 騒音レベルは、測定列車ごとの騒音のピークレベルの大きさが上位半数のものをパワー平均した値である。

参 考 資 料

1. 公害に関する主な規則基準等
2. 公害用語の解説
3. 三原市環境基本条例

1. 公害に関する主な規則基準等

(1) 大 気 関 係

① 硫黄酸化物 $q = K \times 10^{-3} \times H_e^2$

q : 1 時間当たりの硫黄酸化物の排出量 (N m³/h)

K : 大気汚染防止法により地域ごとに定められた係数

H_e : 補正された排出口の高さ (m)

煙突の実高 (H_o) に煙が上昇する高さを加えたもの。

② ばいじん、窒素酸化物

$$C = \frac{21 - 0_n}{21 - 0_s} \times C_s$$

C の値が施設の種類
及び規模ごとに定められた
濃度以下であること。

C : ばいじん及び窒素酸化物の濃度

0_n : 施設の種類ごとに定められた係数

0_s : 排出ガス中の酸素の濃度 (%)

C_s : ばいじん及び窒素酸化物の実測値 (単位: ばいじん g/Nm³、窒素酸化物 ppm)

③ 粉じん

大気汚染防止法施行規則第16条に定める施設構造使用管理基準

広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則第14条に定める施設構造使用管理
基準

④ アスベスト (特定粉じん)

発生施設の基準: 工場、事業場の敷地境界線における大気中の石綿の濃度が、10
本/ℓ

排出等作業基準: 大気汚染防止法施行規則第16条の4に定める作業基準

⑤ 揮発性有機化合物 (VOC)

大気汚染防止法施行規則第15条の2により、施設の種類ごとに定められた基準値

⑥ 有害大気汚染物質

対象物質: ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン

規制基準: 大気汚染防止法附則第9項の規定に基づく指定物質抑制基準 (平成9
年環境庁告示6号) において、施設の種類ごとに定める基準値

⑦ 緊急時の発令基準及びばい煙量などの削減割合

物質	発令区分		発令基準	ばい煙又はVOC排出者に対する排出量の削減割合	自動車の所有者 使用者に対する措置
硫 黄 酸 化 物	情 報		1 測定点での 1 時間値が 0.15ppm	ばい煙量20%以上	通行の自主制限
	注 意 報		(1) 1 測定点での 1 時間値が 0.2ppm以上が 2 時間継続 (2) 1 測定点での 1 時間値の 48時間平均値が0.15ppm 以上となるおそれのある とき	ばい煙量35%以上	———
	警 報	第 1 警報	(1) 1 測定点での 1 時間値が 0.5ppm以上 (2) 1 測定点での 1 時間値の 48時間平均値が0.15ppm 以上 (3) 1 測定点での 1 時間値 0.2ppm以上が 3 時間継続 (4) 1 測定点での 1 時間値が 0.3ppm以上が 2 時間継続	ばい煙量50%以上	———
		第 2 警報	(1) 1 測定点での 1 時間値が 0.5ppm以上が 3 時間継続 (2) 1 測定点での 1 時間値が 0.7ppm以上が 2 時間継続	ばい煙量80%以上	———
オキ シ ダ ン ト	情 報		1 測定点での 1 時間値 が0.10ppm以上	4 月 ～ 10 月 ばい煙量20%以上 VOC排出量減少 ばい煙量40%以上 VOC排出量減少	通行の自主制限
	注 意 報		1 測定点での 1 時間値 が0.12ppm以上		通行の自主制限
	警 報		1 測定点での 1 時間値 が0.4ppm以上		道路交通法の規 定による措置
二 酸 化 窒 素	注 意 報		1 測定点での 1 時間値が 0.5ppm以上	ばい煙量20%以上	通行の自主制限
	警 報		1 測定点での 1 時間値が 1.0ppm以上	ばい煙量40%以上	道路交通法の規 定による措置
一 酸 化 炭 素	注 意 報		1 測定点での 1 時間値が 30ppm以上	———	通行の自主制限
	警 報		1 測定点での 1 時間値が 50ppm以上	———	道路交通法の規 定による措置
	交 通 規 制 要 請 基 準		月間平均値が10ppm以上	———	道路交通法の規 定による措置
浮 遊 粒 子 状 物 質	注 意 報		1 測定点での 1 時間値が2.0 mg/m ³ 以上が 2 時間継続	ばい煙量20%以上	通行の自主制限
	警 報		1 測定点での 1 時間値が3.0 mg/m ³ 以上が 3 時間継続	ばい煙量40%以上	道路交通法の規 定による措置

(2) 水 質 関 係

① 有害物質に係る排水基準

(単位：mg/ℓ)

有害物質の種類	許容限度	有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.1	1,1,1-トリクロロエタン	3
シアン化合物	1	1,1,2-トリクロロエタン	0.06
有機燐化合物 ^(※1)	1	1,3-ジクロロプロペン	0.02
鉛及びその化合物	0.1	チウラム	0.06
六価クロム化合物	0.5	シマジン	0.03
砒素及びその化合物	0.1	チオベンカルブ	0.2
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005	ベンゼン	0.1
アルキル水銀化合物	検出されないこと	セレン及びその化合物	0.1
ポリ塩化ビフェニル	0.003	ほう素及びその化合物	10 ^(※2)
トリクロロエチレン	0.3		230 ^(※3)
テトラクロロエチレン	0.1	ふつ素及びその化合物	8 ^(※2)
ジクロロメタン	0.2		15 ^(※3)
四塩化炭素	0.02	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 ^(※4)
1,2-ジクロロエタン	0.04		
1,1-ジクロロエチレン	1	1,4-ジオキサン	0.5
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4		

(※1) パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。

(※2) 海域以外の公共用水域に排出されるもの

(※3) 海域に排出されるもの

(※4) アンモニア性窒素に0.4を乗じたものと亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

② 生活環境項目に係る排水基準

項目	単位	許容限度						
		第 1 種水域		第 2 種水域		第 3 種水域		第 4 種水域
		河川等	湖沼	河川等	湖沼	河川等	湖沼	
水素イオン濃度（水素指数）		5.8～8.6		5.8～8.6		5.8～8.6		5.5～9.0
生物化学的酸素要求量	mg/ℓ	90 (70)		160 (120)		160 (120)		
化学的酸素要求量	mg/ℓ		50 (40)		85 (65)		120 (90)	130 (100)
浮遊物質	mg/ℓ	90 (70)		90 (70)		200 (150)		200 (150)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （動植物油類含有量）	mg/ℓ	8		8		20		20
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （鉱油類含有量）	mg/ℓ	5						
フェノール類含有量	mg/ℓ	5						
銅含有量	mg/ℓ	3						
亜鉛含有量	mg/ℓ	2						
溶解性鉄含有量	mg/ℓ	10						
溶解性マンガン含有量	mg/ℓ	10						
クロム含有量	mg/ℓ	2						
大腸菌群数	個/cm ³	3,000						
窒素含有量	mg/ℓ	120(60)						
磷含有量	mg/ℓ	16(8)						
温度、外観、透視度及び臭気	—	排出先の公共用水域に著しい変化を与えない程度						

() 内は日間平均値

第1種水域：第2種水域、第3種水域及び第4種水域以外の公共用水域

第2種水域：入野川との合流点から七宝橋に至る区間の沼田川（入野川を含み、棕梨川及び仏通寺川を除く。）

清水橋から上流の和久原川

島地域におけるすべての河川

第3種水域の河川に接続する公共用水域

第3種水域：七宝橋から下流の沼田川

清水橋から下流の和久原川

河川に直接流入する上記以外の河川及びこれに接続する公共用水域

第4種水域：陸岸の地先海域

規制対象は、日平均排水量50m³以上の特定事業場

(3) 騒音関係

① 特定工場等における騒音の規制基準

区域の区分		時間の区分	許容限度(デシベル)		時間	区分
種別	地域		法	条例		
第1種区域	第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域並びにこれらに相当する地域	昼間	50	50	6:00 8:00	朝 昼
		朝・夕	45	45		
		夜間	45	45		
第2種区域	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域並びにこれらに相当する地域	昼間	55	55	18:00 22:00	間 夕
		朝・夕	50	50		
		夜間	45	45		
第3種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及びこれらに相当する地域	昼間	60	65	22:00	夜
		朝・夕	60	65		
		夜間	50	55		
第4種区域	工業地域及びこれに相当する地域(工業専用地域を含む)	夜間	70	70	6:00	間
		朝・夕	70	70		
		夜間	60	65		

〔備考〕

- 騒音の測定場所は、特定工場等の敷地の境界線上で行う。
- 「これに相当する地域」及び「これらに相当する地域」とは、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域の定めのない地域のうち、騒音の規制地域に指定された地域をいう。

② 特定建設作業騒音の規制基準

特定建設作業の種類	区域の区分	基準値(デシベル)	禁止される作業時間	1日の連続作業の許容時間	連続作業の許容期間	休日作業の禁止
①くい打機(もんけんを除く) くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式を除く)を使用する作業 (くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く) ②びょう打機を使用する作業 ③さく岩機を使用する作業 (移動距離50m以上を除く) ④空気圧縮機(電動機以外の原動機で15kW以上)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く) ⑤コンクリートプラント(混練容量0.45m ³ 以上)又はアスファルトプラント(混練重量200kg以上)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く) ⑥バックホウ(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上)を使用する作業 ⑦トラクターショベル(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が	第1号区域	85	午後7時から 翌日の午前7時まで	10時間	6日以内	日曜日その他の休日には行わないこと
	第2号区域		午後10時から 翌日の午前6時まで	14時間		

70kW以上)を使用する作業 ⑧ブルドーザー(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上)を使用する作業						
--	--	--	--	--	--	--

〔備考〕

- 1 第1号区域とは、特定工場等の騒音の規制地域のうち、第1種区域、第2種区域及び第3種区域に属する区域並びに第4種区域に属する区域にあって、学校、保育所、病院、診療所(患者を入院させるための施設を有するもの)、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートルの区域をいう。
- 2 第2号区域とは、特定工場等の騒音の規制地域のうち第1号区域以外の区域をいう。
- 3 騒音の測定場所は、特定建設作業の場所の敷地の境界線上とする。

③ 自動車騒音の要請限度

区 域 の 区 分	限 度 (デシベル)	
	昼 間 (6:00～22:00)	夜 間 (22:00～6:00)
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65	55
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70
(特例) 幹線交通を担う道路に近接する区域(2車線以下の場合は道路の敷地境界線から15m、2車線を超える場合は20mまでの範囲)	75	70

〔備考〕

- 1 a区域：専ら住居の用に供される区域
b区域：主として住居の用に供される区域
c区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域
- 2 騒音の測定場所は、道路に接して住居、病院、学校等の用に供される建築物が存している場合には道路の敷地の境界線において行い、道路に沿って住居等以外の用途の土地利用が行われているため道路から距離をおいて住居等が存している場合には住居等に到達する騒音の大きさで測定できる地点において行う。これらの場合において、測定を行う高さは、鉛直方向において生活環境の保全上騒音が最も問題となる位置とする。

④ 音響機器音の規制基準

区 域 の 区 分		時間の区分	許容限度 (デシベル)
種別	地 域		
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域並びにこれらに相当する地域	朝 5:00～ 8:00	45
		昼 8:00～19:00	50
		夕19:00～23:00	45
		夜23:00～ 5:00	45
第2種区域	①第1種区域のうち併用軌道の敷設のある道路の境界線から20m以内の地域 ②近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びにこれらに相当する地域	朝 5:00～ 8:00	55
		昼 8:00～19:00	65
		夕19:00～23:00	55
		夜23:00～5:00	50
第3種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びにこれらに相当する地域のうち併用軌道の敷設のある道路及び幅員11m以上の道路の境界線から20m以内の地域	朝 5:00～8:00	65
		昼 8:00～19:00	75
		夕19:00～23:00	65
		夜23:00～ 5:00	60

〔備考〕

- 1 拡声放送により営業宣伝を行う場合の音量の基準はこの表に定める音量に5デシベルを加えた音量とする。
- 2 騒音測定場所は音源からその周辺の建物（現に人が起居し、又は業務を行っているものに限る。）にいたる最短距離の位置（移動して行う拡声放送にあっては、その音源から10メートルの位置）とする。
- 3 「これらに相当する地域」については、①特定工場等における騒音の規制の備考と同様である。

⑤ 騒音に係る環境基準

ア 道路に面する地域以外の地域

地域の 類 型	基 準 値		該 当 地 域
	昼 間 (6:00～22:00)	夜 間 (22:00～6:00)	
AA	50デシベル以下	40デシベル以下	環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令（平成5年政令第371号）第2項の規程に基づき都道府県知事が地域の区分ごとに指定する地域
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下	
C	60デシベル以下	50デシベル以下	

- (注) 1 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
- 2 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- 3 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
- 4 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

イ 道路に面する地域

地 域 の 区 分	基 準 値	
	昼 間 (6 : 00～22 : 00)	夜 間 (22 : 00～6 : 00)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考 車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

ウ 幹線交通を担う道路に近接する空間の基準値

地 域 の 区 分	基 準 値	
	昼 間 (6 : 00～22 : 00)	夜 間 (22 : 00～6 : 00)
道路に面する地域のうち、幹線交通を担う道路に近接する空間	70デシベル以下	65デシベル以下
備考 戸別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。		

- (注) 1 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。）並びに一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路をいう。
- 2 「幹線道路を担う道路に近接する空間」とは、2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路は、道路端から15メートルまでの範囲、又、2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道は、道路端から20メートルまでの範囲をいう。

⑥ 新幹線鉄道騒音に係る環境基準について

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定に基づく騒音に係る環境上の条件につき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持することが望ましい新幹線鉄道騒音に係る基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期間は、次のとおりとする。

第1 環境基準

- 1 環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値
I	70デシベル以下
II	75デシベル以下

（注）Iをあてはめる地域は主として住居の用に供される地域とし、IIをあてはめる地域は商工業の用に供される地域等I以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

第2 達成目標期間

環境基準は、関係行政機関及び関係地方公共団体の協力のもとに、新幹線鉄道の沿線区域ごとに次表の達成目標期間の欄に掲げる期間を目途として達成され、又は維持されるよう努めるものとする。この場合において、新幹線鉄道騒音の防止施策を総合的に講じても当該達成目標期間で環境基準を達成することが困難と考えられる区域においては、家屋の防音工事等を行うことにより環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようにするものとする。

なお、環境基準の達成努力にもかかわらず、達成目標期間内にその達成ができなかった区域が生じた場合においても、可及的速やかに環境基準が達成されるよう努めるものとする。

新幹線鉄道の沿線区域の区分			達 成 目 標 期 間		
			既設新幹線鉄道に係る期間	工事中新幹線鉄道に係る期間	新設新幹線鉄道に係る期間
a	80デシベル以上の区域		3 年以内	開業時に直ちに	開業時に直ちに
b	75デシベルを超え80デシベル未満の区域	イ	7 年以内	開業時から 3 年以内	
		ロ	10年以内		
c	70デシベルを超え75デシベル以下の区域		10年以内	開業時から 5 年以内	

備考1 新幹線鉄道の沿線区域の区分の欄のbの区域中イとは地域の類型Iに該当する地域が連続する沿線地域内の区域をいい、ロとはイをのぞく区域をいう。

⑦ 航空機騒音に係る環境基準について

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定に基づく騒音に係る環境上の条件につき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持することが望ましい航空機騒音に係る基準（以下「環境基準」という。）は、次のとおりとする。

第1 環境基準

- 1 環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値（単位 WECPNL）
I	57デシベル以下
II	62デシベル以下

（注）Iをあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、IIをあてはめる地域はI以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

- 2 1の環境基準の基準値は、次の方法により測定・評価した場合における値とする。
 - （1）測定は、原則として連続7日間行い、騒音レベルの最大値が暗騒音より10デシベル以上大きい航空機騒音について、単発騒音暴露レベル（ L_{AE} ）を計測する。なお、単発騒音暴露レベルの求め方については、日本工業規格 Z 8731に従うものとする。
 - （2）測定は、屋外で行うものとし、その測定点としては、当該地域の航空機騒音を代表すると認められる地点を選定するものとする。
 - （3）測定時期としては、航空機の飛行状況及び風向等の気象条件を考慮して、測定点における航空機騒音を代表すると認められる時期を選定するものとする。
 - （4）評価は算式アにより1日（午前0時から午後12時まで）ごとの時間帯補正等価騒音レベル（ L_{den} ）を算出し、全測定日の L_{den} について、算式イによりパワー平均を算出するものとする。

算式ア

$$10\log_{10}\left\{\frac{T_0}{T}\left(\sum_i 10^{\frac{L_{AE, di}}{10}} + \sum_j 10^{\frac{L_{AE, ej} + 5}{10}} + \sum_k 10^{\frac{L_{AE, nk} + 10}{10}}\right)\right\}$$

（注）i、j及びkとは 各時間帯で観測標本のi番目、j番目及びk番目をいい、 $L_{AE, di}$ とは、午前7時から午後7時までの時間帯におけるi番目の L_{AE} 、 $L_{AE, ej}$ とは、午後7時から午後10時までの時間帯におけるj番目の L_{AE} 、 $L_{AE, nk}$ とは、午前0時から午前7時まで及び午後10時から午後12時までの時間帯におけるk番目の L_{AE} をいう。また、 T_0 とは、基準化時間（1秒）をいい、Tとは、観測1日の時間（86,400秒）をいう。

算式イ

$$10\log_{10}\left(10^{\frac{L_{den,i}}{10}}\right)$$

(注) Nとは、観測日数をいい、 $L_{den,i}$ とは、観測日のうちi日目の観測日の L_{den} をいう。

(5) 測定は、計量法（平成4年法律第51号）第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は遅い動特性（SLOW）を用いることとする。

3 1の環境基準は、1日当たりの離着陸回数が10回以下の飛行場であつて、警察、消防及び自衛隊専用の飛行場並びに離島にある飛行場の周辺地域には適用しないものとする。

(4) 振 動 関 係

① 特定工場等における振動の規制基準

時間の区分 区域の区分	区域の範囲	昼 間 午前 7 時～午後 7 時	夜 間 午後 7 時～午前 7 時
第 1 種区域	騒音規制地域の区域区分が第 1 種区域及び第 2 種区域に属する区域の範囲	60デシベル以下	55デシベル以下
第 2 種区域	騒音規制地域の区域区分が第 3 種区域及び第 4 種区域(工業専用地域を除く。)に属する区域の範囲	65デシベル以下	60デシベル以下

〔備考〕 振動の測定場所は、特定工場等の敷地の境界線上で行う。

② 道路交通振動の要請限度

時間の区分 区域の区分	区域の範囲	昼 間 午前 7 時～午後 7 時	夜 間 午後 7 時～午前 7 時
第 1 種区域	騒音の規制地域の区分が第 1 種区域及び第 2 種区域に属する区域	65デシベル	60デシベル
第 2 種区域	騒音の規制地域の区分が第 3 種区域及び第 4 種区域(工業専用地域を除く。)に属する区域	70デシベル	65デシベル

〔備考〕

- 1 振動の測定の場所は道路の敷地境界線とする。

③ 特定建設作業振動の規制基準

特定建設作業の種類	区域の区分	基準値 (デシベル)	禁止される 作業時間	1 日の連続作業の 許容時間	連続作業の許 期間	休 日 作業の 禁 止
①くい打機 (もんけん、圧入式を除く。) くい抜機(油圧式を除く。) くい打くい抜機 (圧入式を除く。)	第 1 号 区域	75	午後 7 時 から 午前 7 時 まで	10時間	6 日 以内	日 曜 日 そ の 他 の 休 日 に は 行 わ な い こ と
②鋼球を使用して、建築物等を 破壊する作業 ③舗装版破碎機 (移動距離50m以上を除く。) ④ブレーカー (手持式及び移動距離50m以上 を除く。)	第 2 号 区域		午後10時 から 午前 6 時 まで	14時間		

〔備考〕

- 1 第 1 号区域とは、特定工場等の振動規制地域のうち、特定工場等の騒音の規制区域の区分が第 1 種区域、第 2 種区域及び第 3 種区域に属する区域並びに第 4 種区域に属する区域であって、学校、保育所、病院、診療所(患者を入院させるための施設を有するもの)、図書館及び特別養護老人ホームの周囲80メートルの区域をいう。
- 2 第 2 号区域とは、特定工場等の振動の規制地域のうち、前第 1 号区域以外の区域をいう。

(5) 悪 臭 関 係

① 敷地境界線における特定悪臭物質の濃度に係る規制基準

	項 目	規制基準値
1	ア ン モ ニ ア	1～5ppm
2	メチルメルカプタン	0.002～0.01ppm
3	硫 化 水 素	0.02～0.2ppm
4	硫 化 メ チ ル	0.01～0.2ppm
5	二 硫 化 メ チ ル	0.009～0.1ppm
6	トリメチルアミン	0.005～0.07ppm
7	アセトアルデヒド	0.05～0.5ppm
8	プロピオンアルデヒド	0.05～0.5ppm
9	ノルマルブチルアルデヒド	0.009～0.08ppm
10	イソブチルアルデヒド	0.02～0.2ppm
11	ノルマルバレルアルデヒド	0.009～0.05ppm
12	イソバレルアルデヒド	0.003～0.01ppm
13	イ ソ ブ タ ノ ー ル	0.9～20ppm
14	酢 酸 エ チ ル	3～20ppm
15	メチルイソブチルケトン	1～6ppm
16	ト ル エ ン	10～60ppm
17	ス チ レ ン	0.4～2ppm
18	キ シ レ ン	1～5ppm
19	プ ロ ピ オ ン 酸	0.003～0.2ppm
20	ノ ル マ ル 酪 酸	0.001～0.006ppm
21	ノ ル マ ル 吉 草 酸	0.0009～0.040ppm
22	イ ソ 吉 草 酸	0.001～0.01ppm

(注) 事業場の敷地境界線における規制基準

〔備考〕 三原市は悪臭規制区域には指定されていない。

② 敷地境界線における臭気指数に係る規制基準

項 目	規制基準値
臭気指数	10～21

(注) 事業場の敷地境界線における規制基準

〔備考〕 三原市は悪臭規制区域には指定されていない。

② 敷地境界線における臭気指数に係る規制基準

臭気が悪臭関係特定事業場の周辺の多数の住民に対し、著しい不快感を与えると認められる程度とする。

2. 公害用語の解説

(大気関係)

用 語	解 説
大 気 汚 染	大気汚染（たいきおせん）とは、人間の経済的や社会的活動、火山噴火などの自然災害などによって大気が有害物質で汚染され、人の健康（目や呼吸器などへの害）や生活環境、動植物に悪影響が生じる状態のことである。
硫 黄 酸 化 物 (SO _x)	二酸化硫黄（亜硫酸ガス：SO ₂ ）や三酸化硫黄（無水硫酸：SO ₃ ）など硫黄酸化物の総称である。重油や石炭など硫黄を含む燃料の燃焼によって発生し、一般的に燃焼過程で発生するのは大部分が二酸化硫黄である。人の呼吸器に影響を与えたり、植物を枯らしたりするため大気汚染の原因物質の一つとして重視されている。環境基準は、二酸化硫黄について定められている。
二 酸 化 硫 黄 (SO ₂)	気体は亜硫酸ガスともいう。有毒で、重油や石炭の燃焼時に硫黄分（S）が酸化して発生し、大気汚染の原因となる。無色、刺激臭があり、粘膜質、特に気道に対する刺激臭がある。
窒 素 酸 化 物 (NO _x)	窒素と酸素の化合物の総称であり、大気中の窒素酸化物の主なものは一酸化窒素（NO）と二酸化窒素（NO ₂ ）である。石油、ガス等が燃焼する際など、空気中の窒素が高温で酸化することにより発生する。燃焼過程では最初に一酸化炭素として排出され、これが空気中の酸素と結合して徐々に二酸化炭素に変わる。発生源は、工場・事業場、自動車から家庭の暖房施設など多種多様である。人の呼吸器に影響を与えるほか、光化学オキシダントの原因物質の一つである。環境基準は、二酸化窒素について定められている。
二 酸 化 窒 素 (NO ₂)	石油、ガス等が燃焼する際など、空気中の窒素が高温で酸化することにより発生し、大気汚染の原因となる。赤褐色の気体または液体であり、主に呼吸器系統への影響が知られている。
浮遊粒子状物質 (SPM)	大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が10μm（1μmは1mの100万分の1）以下のものであり、環境基準が定められている。微小なため大気中に長期間滞留し、肺や気管などに沈着して、呼吸器に影響を及ぼす。工場などから排出されるばいじんや粉じん、ディーゼル車の排出ガス中に含まれる黒煙など人為的発生源によるものと土壌の飛散など自然発生源によるものがある。
一 酸 化 炭 素 (CO)	炭素を含む燃料が不完全燃焼する際に発生する。無色無臭のガスであり、環境基準が定められている。血液中のヘモグロビンと結合して酸素の供給を阻害するため、高濃度になると貧血を起こしたり、中枢神経を麻痺させたりし、死に至ることもある。
光 化 学 オ キ シ ダ ント (O _x)	大気中の窒素酸化物、炭化水素等が強い紫外線により光化学反応を起こして生産されるオゾン、アルデヒド、PAN類（パーオキシアシルナイトレイト）の刺激性を有する物質の総称で、環境基準が定められている。このオキシダントが原因で起こる光化学スモッグは、日差しの強い夏季に発生しやすく、目や呼吸器を刺激したり、植物を枯らしたりする。
降 下 ば い じ ん	大気中に排出されたばいじん（燃料その他の物の燃焼または熱源として電気の使用に伴い発生するすすや固体粒子）や風により地表から舞い上がった粉じん（物の破壊、選別等の機械的処理又は鉱石や土砂の堆積に伴い発生し、又は飛散する物質）などのうち、比較的粒径が大きく重いために大気中で浮かんでいられずに落下（降下）するもの、あるいは雨や雪などに取り組みまれて降下するものをいう。

用 語	解 説
浮 遊 粉 じ ん	大気中の粒子状物質は、「降下ばいじん」と「浮遊粉じん」に大別され、さらに「浮遊粉じん」は、環境基準の設定されている粒径 $10\mu\text{m}$ 以下の浮遊粒子状物質とそれ以外に区別される。浮遊粉じんは、空気中に浮遊する粒子で、発生源は天然と人工源がある。人口源としては物の燃焼によるばいじん、物の機械的処理や堆積物の飛散による粉じん、大気中の二酸化硫黄、二酸化窒素から二次的に生成した硫酸ミスト、硝酸ミスト等がある。
炭 化 水 素 (HC)	炭化水素は炭素原子と水素原子だけでできた化合物の総称である。内燃機関が不完全燃焼することで発生する炭化水素は大気汚染物質であり、窒素酸化物とともに光化学スモッグの原因ともなる。
デ ポ ジ ッ ト ゲ ー ジ 法	降下ばいじんを測定する方法で、直径 30cm のロートのついたポリエチレン瓶を地上 5m 以上の場所に設置し、上空から降下するばいじん、粉じんを集める方法である。 単位 $\text{t}/\text{km}^2/\text{月}$
アルカリろ紙法	硫黄酸化物や窒素酸化物の簡易測定法の一つ。炭酸カルシウムなどのアルカリを付着させたろ紙を一定期間大気中に放置して硫黄酸化物をアルカリ塩として固定し、測定する方法である。 単位 硫黄酸化物 $\text{SO}_3\text{mg}/100\text{cm}^2/\text{日}$ 窒素酸化物 $\text{NO}_2\text{mg}/100\text{cm}^2/\text{日}$
N G - K N - S 法	窒素酸化物の簡易測定法の一つ。 単位 ppb、ppm
小型サンプラー法	硫黄酸化物の簡易測定法の一つ。 単位 ppb、ppm
ppm	ppm（パーツ・パー・ミリオン）は、100万分のいくらかであるかという割合を示す単位。主に濃度を表すために用いられる。1 ppmは 1m^3 の大気中に 1cm^3 の物質が存在することを示す。
ppb	ppb（パーツ・パー・ビリオン）は、10億分のいくらかであるかという割合を示す単位。主に濃度を表すために用いられる。1ppbは 1m^3 の大気中に 1mm^3 の物質が存在することを示す。
μg	μg （まいくろぐらむ）は重量をあらわす単位で、100万分の 1g のことである。 例えば、 $1\mu\text{g}=0.001\text{mg}=0.000001\text{g}$
環 境 基 準	人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、終局的に、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたものが環境基準である。環境基準は、「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の政策目標である。これは、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていかうとするものである。また、汚染が現在進行していない地域については、少なくとも現状より悪化することとならないように環境基準を設定し、これを維持していくことが望ましいものである。

(水質関係)

用 語	解 説
水 質 汚 濁	水質汚濁（すいしつおだく）とは、公共用水域（河川・湖沼・港湾・沿岸海域など）の水の状態が、主に人の活動（工場や事業場などにおける産業活動や、家庭での日常生活ほかすべて）によって損なわれる事や、その状態を指す。
水素イオン濃度 (pH)	一般には $\text{pH} = \log [\text{H}^+]$ として定義されている。 $[\text{H}^+]$ は水素イオン $[\text{H}^+]$ の濃度 (mol/l) である。 $\text{pH} = 7$ で中性、 $\text{pH} < 7$ で酸性、 $\text{pH} > 7$ でアルカリ性である。河川水等の表流水は中性付近の pH を示す。水道用として望ましい水質は pH6.5～8.5 までの範囲である。
生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量 (BOD)	河川の水の中や海水の中の汚染物質（有機物）が微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要なとされる酸素量のことで単位は一般的に mg/l で表す。この数値が大きくなれば河川などの水中には汚染物質（有機物）が多く、水質が汚濁していることを意味する。
化 学 的 酸 素 要 求 量 (COD)	海中や河川の汚れの度合いを示す数値で、水中の有機物など汚染源となる物質を酸化剤で酸化するとき消費される酸素量を mg/l で表したものであり、数値が高いほど水中の汚染物質の量も多いということを示している。
溶 存 酸 素 (DO)	水中に溶けている酸素のことをいい、溶存酸素は水の浄化作用や水中の生物にとって必要不可欠なものである。溶解量を左右するのは水温・気温・塩分などで、汚染度の高い水中では消費される酸素の量が多いので溶存酸素量は少なくなる。きれいな水ほど酸素は多く含まれ、水温が急激に上昇したり藻類が著しく繁殖するときには過飽和の状態となることがある。 水質汚濁の環境基準では、多少の例外を除いては、DOは5mg/l以上必要であるとして、その値を規制している。
浮 遊 物 質 量 (SS)	水中に浮遊している物質の量をいい、一定量の水をろ紙でこし、乾燥してその重量を測ることとされており、数値 (mg/l) が大きいほど水質汚濁の著しいことを示す。10mg/l 以下が望ましい。
大 腸 菌 群 数	大腸菌群数というのは、グラム染色法（細菌の染色法）で陰性を示し、胞子を作らず乳酸を分解して酸とガスを生じさせる好気性または通性嫌気性の菌をいう。通常大腸菌は常に人間や動物の腸管内に存在するので、し尿や下水に多数存在している。
有 機 リ ン	有機リン化合物は殺虫剤としてパラチオン、馬拉ソン、スミチオン、クロルチオン等の名で使用される。リン酸、ピロリン酸のエステル有機リン殺虫剤は殺虫力が強く人間にも有害であり、浸透力が強く体についたり吸引したりすると頭痛が起きたり、手足が痺れたり、ひどいときには死さえ招く。
シ ア ン (CN)	水銀・銀・金などのシアン化物を赤熱するときにはできる無色・有害の気体で特異な臭気を持ち、これが体内に入ると呼吸困難になり人が数秒で死ぬほどの猛毒で、致死量0.06グラムといわれている。メッキ工場や鉱山などシアン化合物を使用する事業所からの廃液に含まれている。
カ ド ミ ウ ム (Cd)	カドミウムによる汚染は、カドミウム精錬所、メッキ工場や電気機器工場などの排水が原因である。水質汚濁による「イタイイタイ病」の原因物質は、カドミウムであるといわれており、大量のカドミウムが長期間にわたって体内に入ると慢性中毒となり、機能低下に伴う肺障害（気腫）、胃腸障害、腎臓障害を起こし、あるいは肝臓障害や血管変化（白血球、赤血球の減少）の起こることもある。

用 語	解 説
鉛 (Pb)	鉛化合物は、肺・消火器・皮膚などを通して吸収され、体内に蓄積して慢性中毒を起こす。印刷業・塗装業・電池工場などに見受けられる。
ヒ 素 (As)	銅鉱業の副産物でヒ素・亜ヒ素酸・ヒ化水素等の化合物も全て猛毒であり農薬の成分（殺虫剤）として用いられていた。ヒ素化合物は皮膚・消火器・呼吸器から吸収され、骨や内臓に蓄積して排泄し難く、慢性中毒を起こす。
アルキル水銀 (R-Hg)	有機水銀の一つでこの中に含まれているメチル・エチル水銀は人間の神経を侵す。「水俣病」の原因物質とされておりアルキル水銀による中毒症状は知覚・聴力・言語障害・視野の狭窄・手足のまひなどの中枢神経障害を起こし死亡する場合もある。主な発生源は化学工場、乾電池製造業などである。
ポリ塩化 ビフェニル (PCB)	PCBは不燃性で化学的にも安定であり、熱安定性にも優れた物質でその使用範囲は絶縁油・ノーカーボン紙・インク等多数であった。カネミ油症事件の原因物質で、新しい環境汚染物質として注目され、大きな社会問題となったため現在製造は中止されている。
上乘せ排水基準	通常、大気汚染防止法又は水質汚濁防止法の規定に基づき、煤煙又は排水の排出規制について総理府令で定めた全国一律の排出基準又は排水基準に加えて適用するものとして、県や市が条例によりそれぞれの地域の実情に応じて設けた厳しい排出基準又は排水基準をいう。
総 量 規 制	地域環境の自浄能力からみた環境容量に基づいて、一定の地域内で排出される汚染物質の量をその地域全体の総量で規制する方法をいう。この総量規制方式は、汚染物質を排出口ごとの濃度で規制する従来いわゆる濃度規制に加え、今後の排水規制の進むべき新しい方向を示しているといえる。
赤 潮	赤潮とは海中の植物プランクトンが一時に増え、海水が赤又は青く変色する現象をいい、これにより魚介類の多量へい死等をもたらす場合がある。 赤潮の発生メカニズムはいまだ完全に究明されていないが、海水中の窒素、リン等の栄養塩類濃度、自然条件の諸要因が相互に関連して発生すると考えられている。
ノルマルヘキサン 抽 出 物 質	水中に混入している油分等のことであり、ノルマルヘキサンを用いて分離抽出するのでこのように呼ばれている。
油 分	油分としては塗料、石油化学または一般機械に使用する潤滑油等の鉱物性油、畜肉または魚肉に含まれる動物性油、なたね油等の植物油である。 これら油による被害としては農作物、水産物の表面に付着することによって生育に著しい影響を与える。又石油化学コンビナート等地先海域においては異臭魚の原因となる。

(悪臭関係)

用 語	解 説
特 定 悪 臭 物 質	悪臭防止法第 2 条に基づいて指定される「不快な臭いの原因となり、生活環境を損なうおそれのある物質」で同法施行令により 22 物質が指定されている。 指定されている 22 物質は、アンモニア、メチルメルカポタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルパレルアルデヒド、イソパレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸である。
臭 気 指 数	臭気指数（しゅうきしすう）とは、臭気濃度を指数尺度のレベル表示したものの。数値の大きさの差異が感覚的強度の大きさの差異と同程度になるように臭気濃度を対数表示したものである。 $N=10\log(D/T)$ N:臭気指数 D/T:臭気濃度 悪臭防止法においては、特定悪臭物質（22種類）の濃度規制および臭気指数での規制が盛り込まれている。 選定方法は、国が認定した臭気判定士が三点比較式臭袋法によって行う官能試験法（人間の嗅覚によって判定する）。

(騒音・振動関係)

用 語	解 説
騒 音	騒音（そうおん）とは、一般に人間にとって好ましくない音をいう。これはかなり主観的な定義であり、ある人にとっては好ましい音であっても他の人には騒音と感じられることもある。しかしながら、最近の都市人口の増加、交通機関の過密化、建設工事の増加などにより、大部分の人にとって騒音と感じられる音の発生が多く、大きな社会問題となっており、対策が必要とされている。
振 動	振動（しんどう）とは状態が一意に定まらず揺れ動く事象をいう。振動規正法は、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としている。
デ シ ベ ル (dB)	ウェーバー・フェヒナーの法則では、「感覚量は刺激量の対数に比例する」とされているため、騒音や振動の大きさの尺度は、一定の基準値に対して何倍であるかを求め、その常用対数で表わされる。ただし、単に常用対数を取った値：B（ベル）では尺度が粗過ぎるため、通常は、さらに 10 倍した値 dB（デシベル）が用いられる。 騒音の基準値：音圧 20×10^{-6} [Pa] 振動の基準値：振動加速度 1×10^{-5} [m/s^2]
低 周 波 音	およそ100Hz（ヘルツ）以下の音波のことを低周波音という。一般的に人の耳が音として聞こえる音波の周波数は20Hz～20、000Hz程度と言われ、20Hz以下の音波を超周波音という。 低周波音の影響については、建具等をがたつかせる物理的影響、眠りを妨げる睡眠影響、頭痛・吐き気・耳鳴り等をもたらす心理的・生理的影響等がある。

野外焼却の禁止

○廃棄物の野外焼却については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）で、廃棄物処理基準に従う場合を除き、禁止されています。

廃棄物処理法第16条の2（焼却の禁止）

何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

- 1 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- 2 他の法令またはこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- 3 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

＝政令第14条＝

法第16条の2第3号の政令で定める廃棄物の焼却は、次のとおりとする。

- 1 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- 2 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- 3 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- 4 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- 5 たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

○注 意

とんど焼き、たき火、キャンプファイヤー等、風俗慣習上または宗教上行われる廃棄物の焼却や日常生活を営む上で通常行われている廃棄物の焼却で軽微なものについては、**野外焼却の対象外**となります。

ただし、たき火程度の規模の焼却であっても、焼却する廃棄物の種類により、悪臭、ばい煙等に係る生活環境保全上の支障が生じていれば、軽微な焼却とは認められません。

○公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却または周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却を行なう場合の注意事項

- ①事前に周辺の方に伝える。
- ②焼却量や風向き等に注意をする。（草や木等は、よく乾燥させる。）
- ③消火に必要な器具等を準備し、火事にならないように注意をする。
- ④火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある場合（三原市火災予防条例第70条第1号）は、消防署へ事前に届出を行なうこと。

○焼却は廃棄物の処理基準に従って行う必要があります。

（廃棄物処理法施行令第3条第2号イ、第6条第1項第2号イ）

一般廃棄物、産業廃棄物を焼却する場合には、環境省令で定める構造を有する焼却施設を用いて、環境大臣が定める方法により焼却すること。

○ 罰則：廃棄物処理法第16条の2規定に違反し、廃棄物の焼却を行った場合は1,000万

以下の罰金若しくは5年以下の懲役、又はこれを併科されます。

さらに、焼却を行った個人のみならず、その使用者、法人等には1億円以下の罰金が科されます。

環境省令で定める構造（廃棄物処理法施行規則第1条の7）

平成14年12月1日から基準が強化されました。

- 1 空気取入口及び煙突先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく、燃焼室において発生するガス（以下「燃焼ガスという。」）の温度が摂氏800度以上の状態で廃棄物を焼却できるものであること。
- 2 焼却に必要な量の空気の通風が行われるものであること。
- 3 燃焼室内において廃棄物が燃焼しているときに、燃焼室内に廃棄物を投入する場合は、外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること。
- 4 焼却室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。
- 5 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。ただし、加熱することなく燃焼ガスの温度を保つことができる性状を有する廃棄物のみを焼却する設備にあつては、この限りでない。

※ この構造基準に合わない焼却炉は、野外焼却と同じ取り扱いとなります。

環境大臣が定める方法

- 1 煙突の先端以外から燃焼ガスが排出されないように焼却すること。
- 2 煙突の先端から火炎又は日本工業規格D8004に定める汚染度が25%を超える黒煙が排出されないように焼却すること。
- 3 煙突から焼却灰及び未燃物が飛散しないように焼却すること。

○焼却炉の管理

ダイオキシン対策のためには、焼却炉の構造基準を守るほか燃焼を適正に管理する必要があります。

- 1 できるだけ高温（摂氏800度以上）で燃焼する。
- 2 燃焼の途中で焼却炉の扉を開けない。
- 3 維持管理記録（燃焼温度、処理した廃棄物の種類・量等）を整備する。

自社で廃棄物の焼却を行う場合は上記の維持管理に努められるようお願いいたします。

なお、最近の焼却炉には燃焼途中で扉が開けられないための電磁ロック付き焼却炉や維持管理の記録のための自動温度記録計が設置されているものもあります。

また、適正な管理を行うために、焼却する担当者を決めていただくようお願いいたします。

重要：焼却炉の規模や形態、又は、焼却する廃棄物の種類や処理業に該当不該当などによっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の設置許可や処分業許可並びに「ダイオキシン類対策特別措置法」の届出が必要な場合もありますので注意してください。

三原市環境基本条例

平成18年3月29日

条例第11号

目次

前文

第1章 総則（第1条―第6条）

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策（第7条―第21条）

第3章 環境審議会（第22条）

第4章 雑則（第23条）

附則

わたしたちの三原市は、広島県中央東部に位置し、瀬戸内海国立公園や県立自然公園、天然記念物の景勝地や湖沼、河川、丘陵等の多様な自然に恵まれ、陸と海と空の交通の要衝のまちとして発展を続けてきた。

近年、わたしたちは日常生活や事業活動において、物質的な豊かさや便利さを追求するあまり、大量の資源やエネルギーを消費し、環境への負荷を著しく増大させている。

自然の復元力を超えるまでに大きくなりつつある人類の活動は、自然の生態系に著しい影響を与えるだけでなく、地球の温暖化やオゾン層の破壊などの地球的な規模の環境問題を引き起こし、人類の生存基盤を脅かすまでに至っている。

健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受し、健康で文化的な生活を営むことは、現在及び将来の市民の権利であり、この環境を守り、育て、将来の世代に継承していくことは、わたしたちの責務である。

わたしたちは、環境が有限なものであることを深く認識し、市、市民、市民団体及び事業者が相互に協力しあい、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に取り組んでいかなければならない。

ここに、わたしたちは環境の保全及び創造に努めることにより、自然と共生する快適で安全なまちを実現し、将来の世代に継承することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに三原市（以下「市」という。）、市民及び事業者の協働のもとに、それぞれが果たすべき役割を明らかにするとともに、市民団体の自主的な活動を尊重し、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進することにより、現在及び将来の市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる環境を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの
- (2) 環境の保全及び創造 環境を良好な状態で残しておくこと、維持していくこと及び失われた本来あるべき良好な環境の回復、再生及び代償措置
- (3) 市民団体 主として市民により非営利の目的で組織された、ボランティア団体、自治会等、環境の保全及び創造に関する活動を行う団体
- (4) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の世代の市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人類の生存基盤である環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として、すべての者の公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 地球環境の保全は、人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることから、すべての事業活動及び日常生活において着実に推進されなければならない。

(市の役割)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、市の区域の自然的社会的条件に応じた環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を実施するものとする。

2 市は、率先して環境への負荷の低減に努めるものとする。

3 市は、環境の保全及び創造のための広域的な取組みを必要とする施策においては、国、広島県及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、良好な環境を維持し向上させるには、市民一人ひとりの行動が深くかかわっていることを認識し、その日常生活の中で環境への負荷の低減に努めるものとする。

2 市民は、前項に定めるもののほか、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するように努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、事業活動を行うに当たっては、その事業活動に伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するように努めるものとする。

2 事業者は、基本理念に基づき、資源、エネルギー等の有効的利用を図るとともに、廃棄物の発生抑制、減量化、リサイクル等を推進することにより、環境への負荷を低減するように努めるものとする。

3 事業者は、前2項に定めるもののほか、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するように努めるものとする。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(環境基本計画の策定)

第7条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する基本構想

(2) 環境の保全及び創造に関する施策に係る基本的な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画の策定に当たっては、あらかじめ市民、市民団体及び事業者の意見を聴くために必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めようとするときは、あらかじめ第22条に規定する三原市環境審議会の意見を聴かななければならない。

5 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第8条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、実施するに当たっては、環境基本計

画との整合を図らなければならない。

- 2 市は、環境の保全及び創造に関する施策について、総合的に調整し、推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(年次報告)

第9条 市長は、環境の状況並びに環境基本計画に基づく環境の保全及び創造に関する施策の実施状況を明らかにするための年次報告書を作成し、公表しなければならない。

(環境影響評価への対応)

第10条 市は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び広島県環境影響評価に関する条例（平成10年広島県条例第21号）の規定に基づき、県知事から環境の保全の見地から意見を求められた場合には、環境基本計画との整合性に配慮しなければならない。

(規制の措置)

第11条 市は、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずることができる。

- 2 市は、前項に定めるもののほか、人の健康又は生活環境に関する環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずることができる。

- 3 市は、前2項の措置を講ずるときは、必要な個別の条例を別に定めなければならない。

(財政上の措置)

第12条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する施設の整備等)

第13条 市は、環境の保全及び創造のために公共的施設の整備その他の事業を推進するものとする。

(資源の循環的な利用等の推進)

第14条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民、市民団体及び事業者による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たって、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に努めるものとする。

(環境教育及び環境学習の推進)

第15条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の充実を図り、市民、市民団体及び事業者の環境に対する理解と認識が深められるよう努めるとともに、環境保全活動を行う意欲の増進に努めるものとする。

(市民、市民団体及び事業者の自発的な活動の促進)

第16条 市は、市民、市民団体及び事業者が自発的に行う環境美化・緑化活動、再生資源回収活動、地球温暖化防止活動等の環境保全活動が促進されるよう必要な支援の措置を講ずるものとする。

- 2 市は、市民団体が自発的に取り組む活動の果たす役割が大きいことから、その自主的な活動を尊重し、市民団体の活動が推進されるように情報提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報の提供及び活動の協働)

第17条 市は、市民、市民団体及び事業者に対して環境の状況、環境の保全及び創造に関する情報を適切に提供するとともに、それらの自主的な活動が促進され相互に補完し、協働しあえるように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査及び研究の実施)

第18条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施し、環境の状況を把握するため、必要な調査及び研究に努めるものとする。

(監視、測定等)

第19条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するため、その状況を把握するとともに、必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(一時滞在者の協力)

第20条 旅行者、通過者等本市に一時的に滞在する者は、基本理念に基づき、環境への負荷の低減その他良好な環境の保全に努めるとともに、市が行う環境の保全及び創造に関する施策並びに市民、市民団体及び事業者が行う環境保全活動に協力するものとする。

(地球環境の保全の推進)

第21条 市は、市民、市民団体及び事業者がそれぞれの役割に応じて地球環境の保全に資するよう行動するために、必要な措置を講ずるものとする。

第3章 環境審議会

(環境審議会)

第22条 市は、環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定により、三原市環境審議会（以下「環境審議会」という。）を置く。

2 環境審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。

(2) 年次報告書に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本事項

3 環境審議会は、前項に定める事項について、市長に意見を述べることができる。

4 環境審議会は、委員20人以内をもって組織し、委員は環境問題に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、環境審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

みはらの環境

令和6年度版

(2024年度版)

令和6年(2024年)10月

編集発行 三原市生活環境部生活環境課

三原市港町三丁目5番1号

〒723-8601 TEL0848-67-6194